

平成 30 年度第 11 回東区協議会 次第

日時：平成 31 年 2 月 20 日（水）午後 1 時 30 分から

会場：東部保健福祉センター 健康教育室、集団指導室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 協議事項について

- ア 浜松市市民協働を進めるための基本方針（案）のパブリック・コメント
実施について 【市民協働・地域政策課】
- イ 平成 31 年度地域力向上事業（助成事業）の提案について 【区振興課】

(2) 地域課題について

東区協議会委員会活動の報告について

4 その他

(1) 東区の取り組み

(2) その他

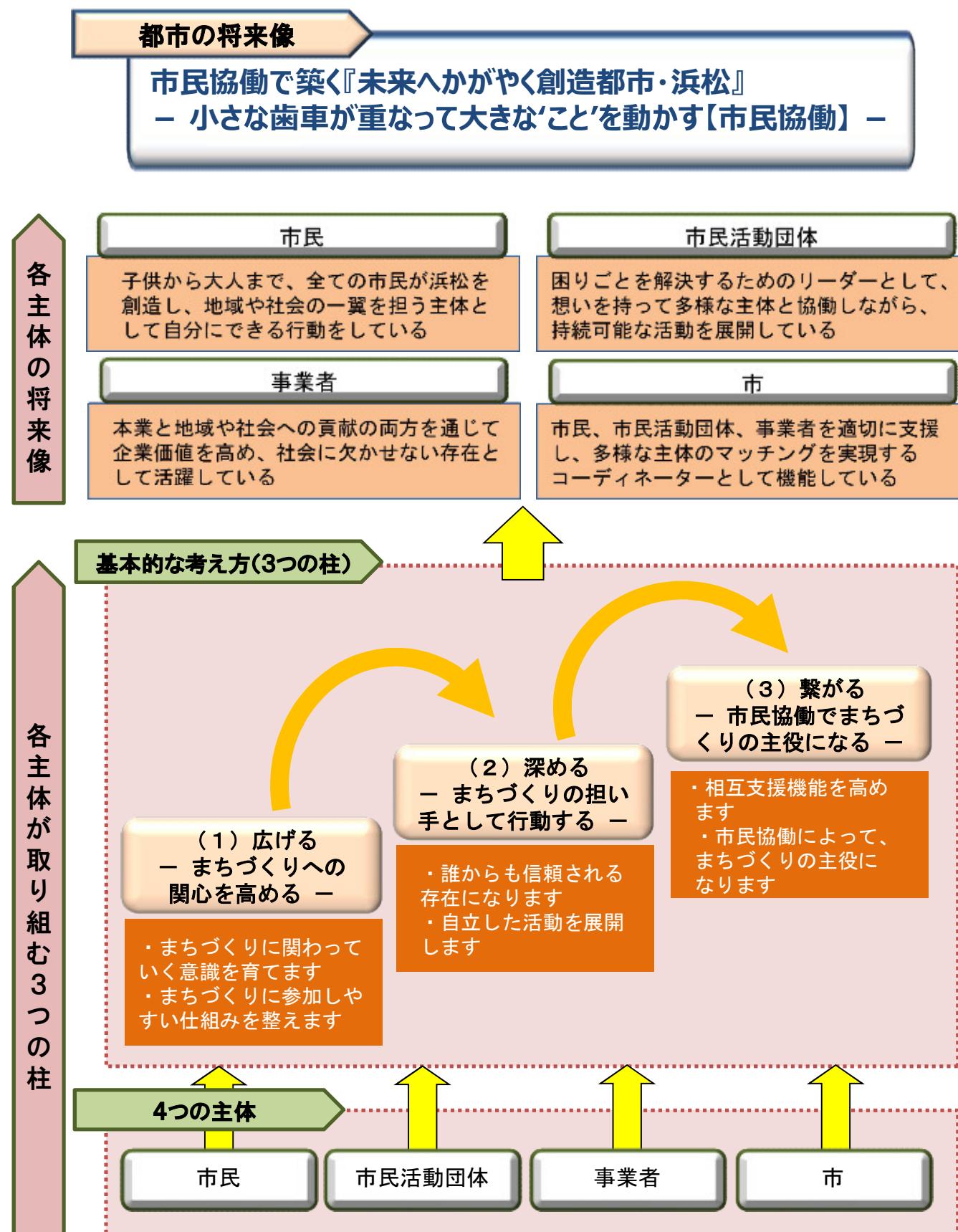
- (3) 3 月の開催予定 平成 31 年 3 月 22 日（金）午後 1 時 30 分から
会場：東区役所 3 階 31、32 会議室

5 閉会

第9号様式

区協議会

区分	<input type="checkbox"/> 諒問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件名	浜松市市民協働を進めるための基本指針（案）のパブリック・コメント実施について				
事業の概要 (背景、経緯、現状、課題等)	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜松市市民活動基本指針は、「市民と行政との協働によるまちづくり」を目的として、平成14年2月に策定された。 <p>○現状・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働の姿は時代とともに変化しており、市民と企業、NPOと自治会、NPOと企業などの様々な協働の姿がある。今後こうした協働が期待される。 ・多様な主体が社会を支えることに関心を持ち、行動を起こすことにより、様々な協働の形によるまちづくりを含めた、多様な主体によるまちづくりを実現していく必要がある。 <p>○経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・附属機関である浜松市市民協働推進委員会から平成27年に指針改訂の提言を受け、同委員会において審議を重ね、案を策定した。 ・パブリック・コメントを実施し、平成31年7月施行を予定している。 				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>○指針の目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指針のあり方を「市民と行政との協働」から「多様な主体による協働」に変更し、多様な主体によるまちづくりの実現を目指すものとする。 ・基本的な考え方として3つの柱を定めて取組みの道筋を示す。市民、市民活動団体、事業者、市という4つの主体について将来像を示す。 ・多様な主体が社会を支えることに関心を持ち、行動を起こすという、多様な主体によるまちづくりの実現に繋げていく。 <p>○案の公表及び意見募集期間</p> <p>平成31年2月15日（金）から平成31年3月29日（金）まで</p> <p>○案の公表先</p> <p>市民協働・地域政策課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター（中区中央一丁目）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布 市ホームページ（https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp）</p> <p>○市の考え方の公表時期（予定）</p> <p>平成31年6月</p>				
備考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	施行時期（予定）：平成31年7月				
担当課	市民協働・地域政策課	担当者	木下 喬介	電話	457-2094



新指針のポイント

多様な主体によるまちづくりを実現する

- ・3つの柱を定めて取組みの道筋を示す
- ・4つの主体（市民、市民活動団体、事業者、市）の将来像を示す

(新指針名) 浜松市市民協働を進めるための基本指針

— 多様な主体によるまちづくりを実現するために —

1 基本指針の概要

(1) 指針の目的

本指針の目的 — 多様な主体によるまちづくりの実現のために —

- ・現在の社会情勢や今後の動向を踏まえ、市民協働の未来を示す
- ・担い手を増やし、多様な主体が相互理解を深めることで、連携が多様化、活発化すると考え、各主体の特徴や役割、責任を示す
- ・多様な主体が社会を支えることに関心を持ち、行動を起こすという、多様な主体によるまちづくりの実現に繋げていく

(2) まちづくり・市民協働とは

「市民協働によるまちづくり」

豊かな特性を持った市民、市民活動団体、事業者及び市の各主体が、互いを理解し、信頼し、想いを共有し、対等な立場で手を取り合いながら、市民一人ひとりが幸せに暮らせる浜松市にするために主体的に取り組んでいくことである。

2 都市の将来像

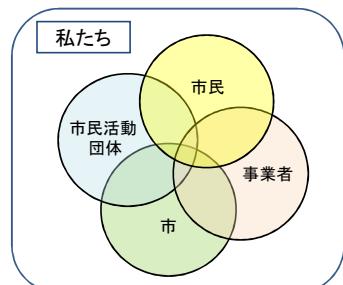
平成26年12月に策定した浜松市未来ビジョンでは、1世代（=30年）先を未来の理想の姿として、都市の将来像を定めている。長期的な展望に立って、課題を認識した上で、希望に満ちた未来を創造する。

都市の将来像

市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』
— 小さな歯車が重なって大きな「こと」を動かす【市民協働】 —

3 基本的な考え方

都市の将来像を実現するために、基本的な考え方として「私たち」が取り組む3つの柱を定め、豊かで活力ある多様な主体による地域社会を築くため、協力連携していく。



※市民、市民活動団体、事業者、市の全ての主体を指して「私たち」とする

※円の重なりは、各主体が協働していく姿を示すもの

(1) 広げる – まちづくりへの関心を高める –

- 潜在的なまちづくりの担い手が行動を起こすために、市民協働の意識を“広げる”
- 多様な市民・団体が存在する浜松市では、将来その担い手となり得る潜在的な人材が豊富であり、まちづくりへの関心を高め、世代や事情に応じて、多彩な形でまちづくりに参加できる仕組みを整えることで、市民協働の意識を広げていく

まちづくりに関わっていく意識を育てます

- 潜在的な担い手に向けて、自らの活動の意義や解決を目指す社会的課題をわかりやすく情報提供し、想いの共有に繋げる
- 潜在的な担い手が、自分たちでまちづくりをするという当事者意識を育てる

まちづくりに参加しやすい仕組みを整えます

- 潜在的な担い手に対して、活動への多様な関わり方を積極的に発信する
- ボランティア参加や寄附等をきっかけとしてまちづくりに参加しやすい環境をつくる
- 適応性、専門性の高い人材を育成するとともに、まちづくりに関わる活動が、働き手にとって魅力ある就労先となる環境をつくる

(2) 深める – まちづくりの担い手として行動する –

- まちづくりの担い手としての当事者意識や活動を“深める”
- 相手や社会から信頼される存在であるために、自立した責任ある活動をする

誰からも信頼される存在になります

- それぞれの役割と責務を理解し、対等性、自主性、主体性を尊重し、公正性や透明性を確保しながら活動し、協働相手や協力者等の関係者と情報を共有する
- 社会における役割を理解し、社会に対して正しく、かつわかりやすく情報発信することで社会における信頼性を高める

自立した活動を展開します

- 社会的・地域的課題を解決するため、新しい仕組みや手法を生み出す環境づくりを進め、社会における新しい価値を創造する
- 持続可能な活動をしていくために、自らの活動の社会的価値を追求し、自分たちの考え方や取り組みを提案しながら、人材や活動資金を確保し活動する

(3) 繋がる – 市民協働でまちづくりの主役になる –

- 協働によって効果的なまちづくりを進めるため、各主体が“繋がる”
- お互いを補い、支え合うことに加え、明確な目標を共有し、良好な信頼関係を築く

相互支援機能を高めます

- 活動を通じて得たノウハウや情報を適切に共有し合い、お互いの強みを活かした支援をするとともに、活動の質を高めていくために、人材面や資金面で支援し合う
- 様々な世代の人たちがまちづくりに関わり、世代を超えて想いを共有し、支え合う

市民協働によって、まちづくりの主役になります

- 繋がる場をそれぞれが工夫しつくることで、多様な協働を生み出す
- 良好な信頼関係と情報共有により、高い創造性を持つ質の高い協働を生み出す
- お互いが繋がることで市民協働を実践し、積極的に社会的課題の解決に取り組むことにより、まちづくりの主役になる

4 各主体の将来像

(1) 市民 当事者意識を持って地域や社会をつくる

子供から大人まで、全ての市民が浜松を創造し、地域や社会の一翼を担う主体として自分にできる行動をしている

- 子供たちが、家庭、地域、企業、学校の連携した支援を受けて、社会貢献の意欲を高めている
- 若い世代が、市民活動の意義や知恵を地域の先輩から受け継いでいる
- いくつになっても、ボランティア活動などの社会貢献活動に携わり、いきいきと活動している
- よりよいまちづくりを行うために、自分の意見を述べ、提案する力を持っている

(2) 市民活動団体 高い信頼性を持ち市民協働をリードする

困りごとを解決するためのリーダーとして、想いを持って多様な主体と協働しながら、持続可能な活動を展開している

- 誠実に説明責任を果たし、高い信頼性のもと市民参画の場をつくっている
- 中間支援組織の充実により、市民活動団体を育てる体制が実現している
- 地域コミュニティ活動を通して、地域の活性化が図られている
- 様々な個人・団体から人材や資金を獲得しながら、自立して活動している

(3) 事業者 事業活動と社会貢献で社会にアプローチする

本業と地域や社会への貢献の両方を通じて企業価値を高め、社会に欠かせない存在として活躍している

- 事業活動が発展的に展開されており、安定した雇用を通じて地域や社会に貢献している
- 地域や社会における課題や責任を理解し、持続可能なまちづくりに取り組んでいる
- 市民や市民活動団体が行う多様な活動に共感し、それに合った手法（地域のプロジェクトへの参加や寄附等）で協働している
- 従業員が地域貢献やボランティア活動に携わり、やりがいや充実感を感じながら働いている

(4) 市 多様な主体が市民協働に参画する環境を整える

市民、市民活動団体、事業者を適切に支援し、多様な主体のマッチングを実現するコーディネーターとして機能している

- きめ細かな情報を提供し、多様な主体と開かれた自由な議論ができる
- 多様な主体が十分に活用できる協働するための場を提供している
- 適応性と専門性の高い職員により、多様な主体を把握し、その活動や意向を尊重しながら、協働を推進している
- 協働センター等を拠点として、コミュニティ担当職員が積極的にコミュニティ組織を支援し、コミュニティ組織と協働している

浜松市市民協働を進めるための基本指針(案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聞きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市市民協働を進めるための基本指針」とは

平成14年2月に策定した「浜松市市民活動基本指針」を改訂し、多様な主体が社会を支えることに関心を持ち、行動を起こすという、「多様な主体によるまちづくりの実現」に繋げていくためのものです。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

平成31年2月15日（金）～平成31年3月29日（金）

3. 案の公表先

市民協働・地域政策課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター（中区中央一丁目）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布

浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所、氏名または団体名、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	市民協働・地域政策課（市役所本館3階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 市民協働・地域政策課あて
③電子メール	shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	053-457-2750（市民協働・地域政策課）

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、平成31年6月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

市民部 市民協働・地域政策課 TEL：053-457-2094

電子メール：shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要

●浜松市市民協働を進めるための基本指針（案）

1 基本指針の概要	P 2～P 4
2 都市の将来像	P 5
3 基本的な考え方	P 6～P 9
4 各主体の将来像	P 10～P 12
5 参考資料	P 13～P 33

●意見提出様式（参考）

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市市民協働を進めるための基本指針（案）
趣旨・目的	平成 14 年 2 月に策定した「浜松市市民活動基本指針」を改訂し、多様な主体が社会を支えることに関心を持ち、行動を起こすという、「多様な主体によるまちづくりの実現」に繋げていくためのものです。
策定（見直し）に至った背景・経緯	<p>浜松市市民活動基本指針は、「市民と行政との協働によるまちづくり」を目的として、平成 14 年 2 月に策定されました。</p> <p>協働の姿は時代とともに変化し、市民と企業、NPO と自治会、NPO と企業などの様々な協働の姿があり、こうした協働が期待されます。</p> <p>附属機関である浜松市市民協働推進委員会から、平成 27 年に指針改訂の提言を受けています。</p>
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	<p>指針は全面改訂とし、指針のあり方を「市民と行政との協働」から「多様な主体による協働」に変更し、多様な主体によるまちづくりの実現を目指すものとします。</p> <p>基本的な考え方として 3 つの柱を定めて取組みの道筋を示します。市民、市民活動団体、事業者、市という 4 つの主体について将来像を示します。</p>
案のポイント (見直し事項など)	<p>基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 広げる — まちづくりへの関心を高める — (2) 深める — まちづくりの担い手として行動する — (3) 繋がる — 市民協働でまちづくりの主役になる — <p>各主体の将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民 <ul style="list-style-type: none"> 子供から大人まで、全ての市民が浜松を創造し、地域や社会の一翼を担う主体として自分にできる行動をしている (2) 市民活動団体 <ul style="list-style-type: none"> 困りごとを解決するためのリーダーとして、想いを持って多様な主体と協働しながら、持続可能な活動を展開している (3) 事業者 <ul style="list-style-type: none"> 本業と地域や社会への貢献の両方を通じて企業価値を高め、社会に欠かせない存在として活躍している (4) 市 <ul style="list-style-type: none"> 市民、市民活動団体、事業者を適切に支援し、多様な主体のマッチングを実現するコーディネーターとして機能している
関係法令・ 上位計画など	<p>浜松市総合計画「浜松市未来ビジョン」</p> <p>浜松市市民協働推進条例</p>
計画・条例等の 策定スケジュール (予定)	<p>平成 31 年 2 月～3 月 案の公表、意見募集</p> <p>平成 31 年 6 月 パブリックコメント結果及び市の考え方公表</p> <p>平成 31 年 7 月 指針の施行</p>

(案)

浜松市市民協働を進めるための 基本指針

— 多様な主体によるまちづくりを実現するために —



©浜松市

出世大名 家康くん 出世法師 直虎ちゃん

年 月



はじめに

浜松市では、浜松市未来ビジョンにおいて、「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」という都市の将来像を掲げています。浜松市市民協働推進条例においては、市民、市民活動団体、事業者、市の4つの主体を挙げ、その役割と責任を明らかにするとともに、市民協働を推進するために必要な措置を定めています。

こうした中で、平成27年に、学識経験者、知識経験者、市民活動団体関係者、事業者、公募委員により構成される浜松市市民協働推進委員会（第6次）から「浜松市市民活動基本指針」を社会情勢の変化を踏まえて見直すべきとの意見が示されました。第7～第8次市民協働推進委員会では、各主体が未来において、どのような姿であってほしいか、そのために何をする必要があるのか、議論を重ねてきました。また、市民の意見を取り入れるため、平成30年8月にタウン・ミーティングを実施しています。このような過程を経て、市民に分かりやすく市民協働の未来を示すものとして指針を改訂し、この「浜松市 市民協働を進めるための基本指針」としました。

本指針では、「基本的な考え方」として、各主体が協働して取り組んでいく3つの柱を定めました。また、基本的な考え方によって実現していく各主体の将来像を描いています。

本指針が、それぞれの立場で市民協働について考え、一歩を踏み出すきっかけになれば幸いです。

目 次

1	基本指針の概要	2
	(1) 指針の目的	
	(2) まちづくり・市民協働とは	
2	都市の将来像	5
3	基本的な考え方	6
	(1) 広げる — まちづくりへの関心を高める —	
	(2) 深める — まちづくりの担い手として行動する —	
	(3) 繋がる — 市民協働でまちづくりの主役になる —	
4	各主体の将来像	10
	(1) 市民	
	(2) 市民活動団体	
	(3) 事業者	
	(4) 市	
	(5) 概要図	
5	参考資料	13
	(1) 現状分析（各主体の状況）	
	(2) タウン・ミーティングの実施	
	(3) 広聴モニターアンケートの実施	
	(4) NPO 法人へのアンケートの実施	

1 基本指針の概要

(1) 指針の目的

前指針の目的

浜松市は平成14年に「浜松市市民活動基本指針」を策定しました。

戦後の高度経済成長の過程で、「まちづくりは行政が担うもの」という意識が、市民・行政の双方にあり、多様化する市民ニーズに対して、行政サービスが肥大化する傾向がありました。

一方で、阪神・淡路大震災（平成7年1月）を契機に、ボランティアや市民活動の重要性が広く社会に認知され、多くの市民が意欲的にボランティア活動に取り組むようになりました。

こうしたことから、市民と行政が良きパートナーとなり、行政主導のまちづくりから、市民と行政の協働によるまちづくりへの転換を図り、安心で暮らしやすいまちづくり、真に豊かな地域づくりを目指すため、指針を策定しました。

前指針を受けて

前指針は、市民と行政がそれぞれの特性を生かして、「協働によるまちづくり」を進めていくための市民と行政の連携や、市が行う必要がある環境整備を示すものでした。

現在、「まちづくりは行政が担うもの」という意識は残っていますが、浜松市では、平成15年に浜松市市民協働推進条例を制定し、市民協働の基本理念を示し、市民協働を推進するための必要な措置を定め、多様な主体による地域社会を築くことを目標としました。指定管理者制度導入などにより、市民活動団体などがまちづくりに関わる機会を提供し、附属機関の委員公募やパブリック・コメントの導入、広聴会の開催などにより、市民が市政に参画する機会を増やしています。

また、浜松市市民協働推進条例の中には、市民協働の推進に関する事項を調査審議するための附属機関として市民協働推進委員会を設置すること、市民活動を育て、互いに支え合う地域社会を醸成するために市民協働推進基金を設置することなどが規定されました。

平成 22 年には市民協働センターを開設し、市民協働を推進するための拠点としています。

平成 24 年には特定非営利活動促進法が改正され、浜松市は所轄庁として NPO 法人の手続きを所管しています。

さらには、市民の身近な施設で協働による地域づくりを推進するため、平成 24 年に当時の地域自治センターを協働センターに再編するとともに、平成 25 年には公民館に地域づくりの機能を新たに付加し、協働センターへと移行しました。また、協働センターや区役所にコミュニティ担当職員を配置し、地域活動やコミュニティづくりの相談対応、支援などを通じて、協働によるまちづくりを推進しています。

見直しの背景

平成 14 年に指針が制定されてから 15 年以上が経過し、社会は大きく変化しています。浜松市は平成 17 年に 12 市町村が合併し、中山間地域などの豊かな自然環境を持つ地域と都市部が共存する都市となり、平成 19 年度には政令指定都市に移行しました。

また、人口減少・高齢化の加速は、新たな社会的課題となり、市民活動の担い手の高齢化や、慢性的な担い手不足といった状況を生んでいます。一方で、行政が関わらない協働の形が、様々な場面で見られるようになっています。

市民協働の主体の状況も変化しています。平成 30 年 7 月に浜松市が実施した広聴モニターアンケートによると、市民のコミュニティ活動やボランティア活動への興味・関心が高いことがわかり、将来の担い手となり得る潜在的な人材が多いと考えられます。自治会は、市の行政運営における協働の最大のパートナーとして、行政連絡文書の配布や防犯灯の設置、環境美化活動など、公共性、公益性のある活動を行っています。NPO 法人は、特定非営利活動促進法の施行（平成 10 年 12 月）から 20 年で数を増やし社会的認知が進みました。事業者は、CSR（企業の社会的責任）に配慮した活動や CSV（共通価値の創造）を取り組んでいます。市は、民間活力の導入により事業者等と連携し、資金、資産、ノウハウを活用した公共サービスの提供や施設整備を進めています。

こうした中で、「協働によるまちづくり」を効果的に進めるため、新たな担い手の発見、現在の担い手の規模拡大、多様な主体がその特徴を活かして連携し取り組むことが求められており、その方向性を示す必要があります。

本指針の目的　－ 多様な主体によるまちづくりの実現のために －

本指針は、現在の社会情勢や今後の動向を踏まえ、市民協働の未来を示すものです。

担い手を増やし、多様な主体が相互理解を深めることで、連携が多様化、活発化すると考え、各主体の特徴や役割、責任を示します。

これにより、多様な主体が社会を支えることに関心を持ち、行動を起こすという、多様な主体によるまちづくりの実現に繋げていきます。

(2) まちづくり・市民協働とは

「まちづくり」とは

本指針では、「まちづくり」を次のように定義します。

地域内の多様な主体が連携・協力して（ときには外部の協力を得て）、地域の中にある様々な資源を活用しながら、まちの活力や魅力、そこに住む住民の生活の質の向上に資する様々な活動（防災・防犯・交通安全・福祉・子育て・教育・環境・緑化・就労・観光・にぎわい創出など）を行うことである。

「市民協働」とは

浜松市市民協働推進条例では、「市民協働」を次のように定義しています。

市民、市民活動団体、事業者及び市が、互いの相違を認識し、市民が望むまちづくりを目指して、多角的及び多元的に取り組むことをいう。

「市民協働によるまちづくり」とは

以上から、「市民協働によるまちづくり」を次のように表します。

豊かな特性を持った市民、市民活動団体、事業者及び市の各主体が、互いを理解し、信頼し、想いを共有し、対等な立場で手を取り合いながら、市民一人ひとりが幸せに暮らせる浜松市にするために主体的に取り組んでいくことである。

2 都市の将来像

平成 26 年 12 月に策定した浜松市未来ビジョンでは、1 世代 (=30 年) 先を未来の理想の姿として、都市の将来像を定めています。

私たちは、長期的な展望に立って、課題を認識した上で、希望に満ちた未来を創造します。

都市の将来像

市民協働で築く 『未来へかがやく創造都市・浜松』

— 小さな歯車が重なって大きな‘こと’を動かす【市民協働】 —

浜松を創造する人財は、老若男女すべての市民です。日々の生活を送る上で、対等な立場で支え合い、市民主体によるまちづくりを進めています。また、企業は、地域社会における責任を理解し、社会貢献活動に取り組み、NPO 法人をはじめとした市民活動団体も、経済的に自立して活動しています。こうした多様な市民協働の担い手は、お互いに顔を合わせ、時には活発な意見交換を行い、時には笑い合いながら信頼関係を強めています。

(浜松市未来ビジョンより)

3 基本的な考え方

私たちは、浜松市未来ビジョンが掲げる都市の将来像を実現するために、基本的な考え方として3つの柱を定めます。

私たちは、この3つの柱に基づき、豊かで活力ある多様な主体による地域社会を築くため、協力連携していきます。

(1) 広げる

– まちづくりへの関心を高める –

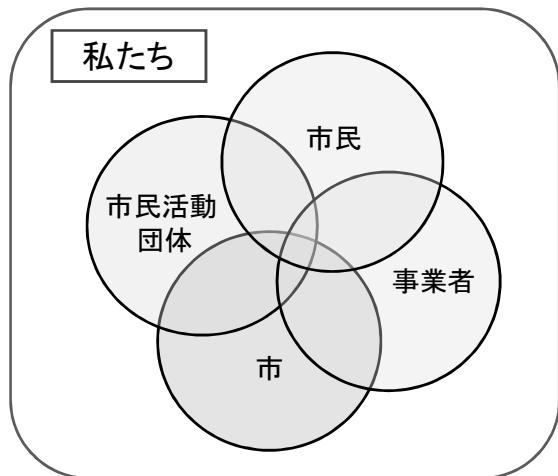
(2) 深める

– まちづくりの担い手として行動する –

(3) 繋がる

– 市民協働でまちづくりの主役になる –

本指針では、市民、市民活動団体、事業者、市の全ての主体を指して「私たち」とします。



※ 円の重なりは、各主体が協働していく姿を示すものです

(1) 広げる

- まちづくりへの関心を高める -

私たちは、潜在的なまちづくりの担い手が行動を起こすようにしていくために、市民協働の意識を“広げる”ことを目指します。

多様な市民・団体が存在する浜松市では、まちづくりに携わっていなくとも、将来その担い手となり得る潜在的な人材が豊富です。そこで、私たちは、潜在的な担い手のまちづくりへの関心を高め、世代や事情に応じて、多彩な形でまちづくりに参加できる仕組みを整えることで、市民協働の意識を広げていきます。

まちづくりに関わっていく意識を育てます

私たちは、潜在的な担い手に向けて、自らの活動の意義や解決を目指す社会的課題をわかりやすく情報提供し、想いの共有に繋げていきます。潜在的な担い手が、自らがまちづくりに関わることで、課題の解決に貢献し、より良い社会に繋がるというイメージを持てるように働きかけ、自分たちのまちを自分でつくるという当事者意識を育てていきます。

まちづくりに参加しやすい仕組みを整えます

私たちは、潜在的な担い手が活動への関わりを身近に感じられるように、活動への多様な関わり方を積極的に発信します。ボランティア参加や寄附等をきっかけとして活動への関心を高め、誰もがまちづくりに参加しやすい環境をつくります。

また、適応性、専門性の高い人材を育成するとともに、まちづくりに関わる活動が、働き手にとって魅力ある就労先となる環境をつくります。

(2) 深める

- まちづくりの担い手として行動する -

私たちは、まちづくりの担い手としての当事者意識や活動を“深める”ことを目指します。協働してまちづくりに取り組むときに、相手や社会から信頼される存在であることが大切です。そのために、意識の面でも行動の面でも、自立した責任ある活動をしていきます。

誰からも信頼される存在になります

私たちは、それぞれの役割と責務を理解し、対等性、自主性、主体性を尊重し、公正性や透明性を確保しながら活動します。また、協働相手や協力者等の関係者と情報を共有します。社会における役割を理解し、社会に対して正しく、かつわかりやすく情報発信することで社会における信頼性を高めます。

こうした取り組みにより、私たちは、誰からも信頼される存在になります。

自立した活動を展開します

私たちは、社会的課題や地域的課題を解決するため、新しい仕組みや手法を生み出す環境づくりを進め、社会における新しい価値を創造し、人々の幸せな暮らしのために必要な活動に取り組みます。

持続可能な活動をしていくために、自らの活動の社会的価値を追求し、自分たちの考えや取り組みを提案しながら、人材や活動資金を確保し活動します。

(3) 繋がる

— 市民協働でまちづくりの主役になる —

私たちは、協働によって効果的なまちづくりを進めるため、各主体が“繋がる”ことを目指します。

「小さな歯車が重なって大きな‘こと’を動かす」ために、お互いを補い、支え合うことに加え、明確な目標を共有し、良好な信頼関係を築きながら協働します。

相互支援機能を高めます

私たちは、まちづくりを進めるにあたり、相互に支援し合う機能を高めます。活動を通じて得たノウハウや情報を適切に共有し合い、お互いの強みを活かした支援をしていきます。さらに、活動の質を高めていくために、人材面や資金面で支援し合います。

様々な世代の人たちがまちづくりに関わり、世代を超えて想いを共有し、支え合います。

市民協働によって、まちづくりの主役になります

私たちは、多様で質の高い協働により、まちづくりの主役になります。繋がる場をそれぞれが工夫しつくることで、多様な協働を生み出します。また、良好な信頼関係と情報共有により、高い創造性を持つ質の高い協働を生み出します。

お互いが繋がることで市民協働を実践し、積極的に社会的課題の解決に取り組むことにより、まちづくりの主役になります。

4 各主体の将来像

(1) 市民 当事者意識を持って地域や社会をつくる

子供から大人まで、全ての市民が浜松を創造し、地域や社会の一翼を担う主体として自分にできる行動をしている

- 子供たちが、家庭、地域、企業、学校の連携した支援を受けて、社会貢献の意欲を高めている
- 若い世代が、市民活動の意義や知恵を地域の先輩から受け継いでいる
- いくつになっても、ボランティア活動などの社会貢献活動に携わり、いきいきと活動している
- よりよいまちづくりを行うために、自分の意見を述べ、提案する力を持っている

(2) 市民活動団体 高い信頼性を持ち市民協働をリードする

困りごとを解決するためのリーダーとして、想いを持って多様な主体と協働しながら、持続可能な活動を展開している

- 誠実に説明責任を果たし、高い信頼性のもと市民参画の場をつくっている
- 中間支援組織の充実により、市民活動団体を育てる体制が実現している
- 地域コミュニティ活動を通して、地域の活性化が図られている
- 様々な個人・団体から人材や資金を獲得しながら、自立して活動している

(3) 事業者 事業活動と社会貢献で社会にアプローチする

本業と地域や社会への貢献の両方を通じて企業価値を高め、
社会に欠かせない存在として活躍している

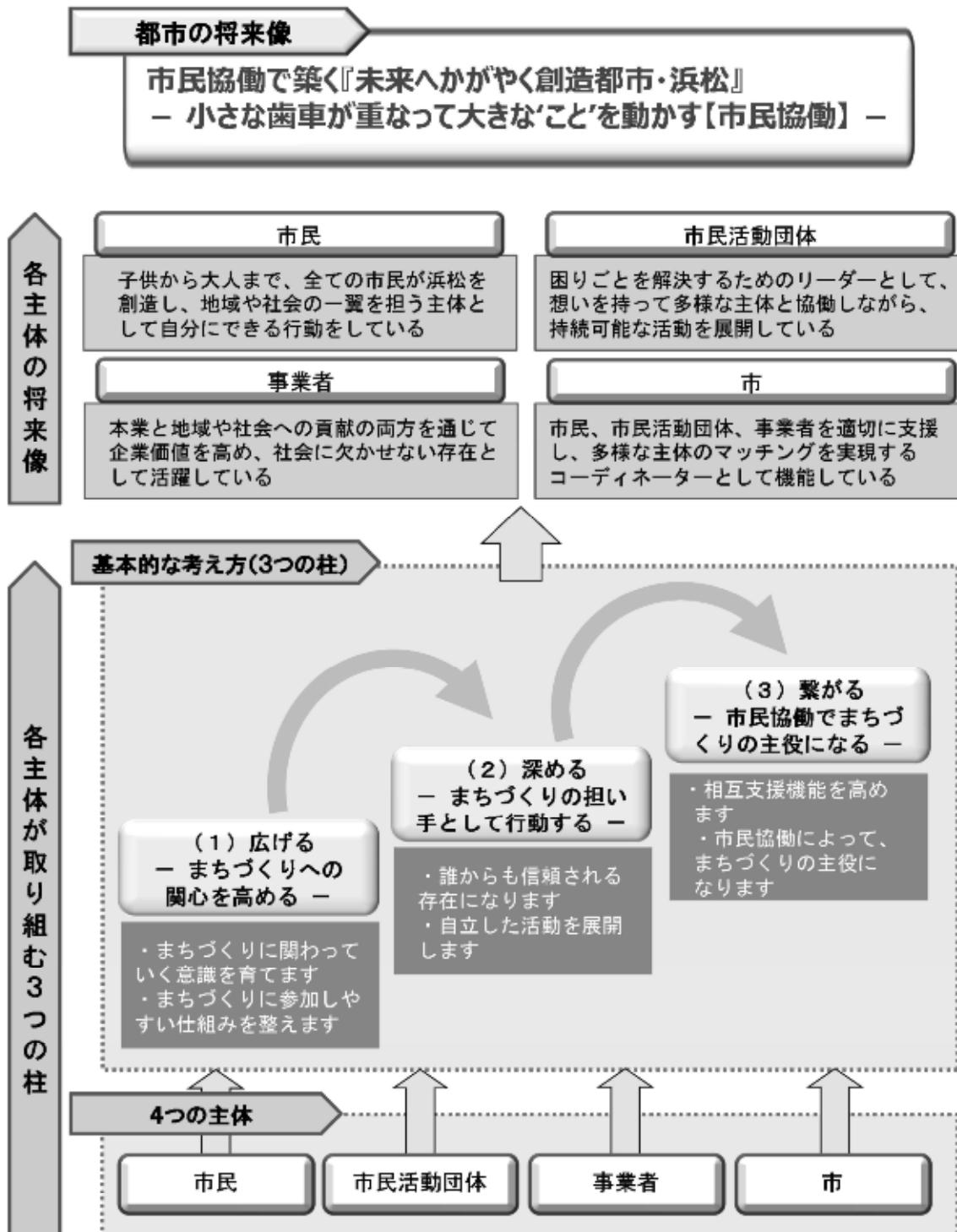
- 事業活動が発展的に展開されており、安定した雇用を通じて地域や社会に貢献している
- 地域や社会における課題や責任を理解し、持続可能なまちづくりに取り組んでいる
- 市民や市民活動団体が行う多様な活動に共感し、それぞれに合った手法（地域のプロジェクトへの参加や寄附等）で協働している
- 従業員が地域貢献やボランティア活動に携わり、やりがいや充実感を感じながら働いている

(4) 市 多様な主体が市民協働に参画する環境を整える

市民、市民活動団体、事業者を適切に支援し、多様な主体の
マッチングを実現するコーディネーターとして機能している

- きめ細かな情報を提供し、多様な主体と開かれた自由な議論ができている
- 多様な主体が十分に活用できる協働するための場を提供している
- 適応性と専門性の高い職員により、多様な主体を把握し、その活動や意向を尊重しながら、協働を推進している
- 協働センター等を拠点として、コミュニティ担当職員が積極的にコミュニティ組織を支援し、コミュニティ組織と協働している

(5) 概要図



5 参考資料

(1) 現状分析（各主体の状況）

浜松市市民協働推進条例では、まちづくりの主体として、市民、市民活動団体、事業者、市の4つを規定しています。これらの主体は完全に独立しているのではなく、重なり合ったり、個人が複数の立場で活動したりしています。

市民協働により、多様な主体によるまちづくりを進めるために、浜松市市民協働推進委員会で議論を重ね、各主体の状況、強みや弱みについて考えました。

市民

定義	浜松市に関わる個人
状況	<ul style="list-style-type: none">◆ 社会を構成する最小単位の存在である◆ 公共サービスの受益者である一方、まちづくりに関わることで、公共サービスの提供者にもなる◆ 自己実現や生きがいの場づくりの価値が増大している◆ プロボノや副業が注目されている◆ 潜在的なまちづくりの担い手としての期待が高い
強み	<ul style="list-style-type: none">◆ 多様な個性、興味、能力を持つ◆ 社会的課題を発見しやすい◆ 個人の状況に応じた活動ができる◆ 仲間と集団をつくることができる◆ 自分の知識や経験を活かして行動できる◆ フットワークが軽い◆ 発想力が豊かである◆ 年齢層が幅広い◆ やらまいか精神を持つ
弱み	<ul style="list-style-type: none">◆ 個人での能力に限界がある◆ 社会的活動への参加方法がわからない◆ 情報発信や社会に訴える行動力が乏しい◆ 活動資金の確保が困難で、活動の活発化や継続につながらない◆ 活動時間が確保しにくく、モチベーションが維持できない◆ 信頼性を得ることが難しい

市民活動団体

定義	<p>市民活動を行うことを主たる目的とする団体であって継続性を持つ ※事業型市民活動団体を含む</p>
状況	<ul style="list-style-type: none">◆ 様々な種類の団体が存在 <p>地縁（ちえん）団体</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 地域に根ざした活動を行う団体（自治会等）◆ 東日本大震災等で地域コミュニティの重要性が再認識される◆ 公共サービスの担い手として活動している <p>志縁（しえん）団体</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 社会的なテーマ性により活動する団体（NPO法人、社団法人等）◆ NPO法人の解散や認証取消の増加◆ NPO法人の事業規模の増加 ・一般社団（財団）法人の増加
強み	<ul style="list-style-type: none">◆ 社会への高い関心と専門性を持つ◆ 公平性に囚われない柔軟なサービスを提供できる◆ 社会をイノベーションする可能性を持つ◆ 団体での行動力を持つ ◆ 実践に基づく知識やノウハウを持つ◆ 見えにくい社会的課題を発見し取り組む <p>地縁団体</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 地域住民が活動に関わりやすい ◆ 幅広い年齢層で構成される◆ 自治会は地域内にネットワークを持ち、市民の加入率が高い <p>志縁団体</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 同じテーマを持って活動する他の団体と繋がりやすい
弱み	<ul style="list-style-type: none">◆ 慈善活動のイメージが払しょくできていない <p>地縁団体</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 活動が固定化しやすい◆ 地域住民の価値観や生活環境の多様化による、新しい社会的課題への対応が求められる <p>志縁団体</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 市民を巻き込む力が不足している ◆ 資金の確保が難しい◆ 働き手や担い手の確保が進まない ◆ 市民との接点が少ない◆ 資金や責任における自立が進まない団体がいる◆ 特に法人格のない団体において、信頼性を得ることが難しい◆ 社会的価値の創造への関心が減少している

事業者

定義	主として営利を目的とする事業を行う（法人又は個人事業主）
状況	<ul style="list-style-type: none">◆ 消費者に商品やサービスを提供している◆ 労働者を雇用し給料を払い、社会を循環させている◆ 株主・顧客・消費者・従業員・取引先・行政機関・地域や社会など、様々なステークホルダー（利害関係者）と対話しながら活動している◆ 市民活動団体と共に社会的課題の解決に取り組んだり、ソーシャルビジネスを開拓したりする事業者も存在する◆ 従業員のワーク・ライフ・バランスに配慮した経営が進んでいる
強み	<ul style="list-style-type: none">◆ 資金と人材を保有し、活動のスケール力がある◆ 経営に関する専門性が高く、ビジネスのノウハウを保有している◆ 関係機関とのネットワークを保有している◆ 市場を利用して社会をイノベーションする可能性を持つ
弱み	<ul style="list-style-type: none">◆ 常に社会からの要求への対応が求められる◆ 従業員や株主へのCSR活動の意義の共有が進みにくい◆ まちづくりへの関わり方のノウハウがない事業者も存在する◆ 社会的課題の解決に対する意識の向上が進みにくい



出世大名 家康くん

市

定義	地方公共団体としての浜松市を指す
状況	<ul style="list-style-type: none">◆ 住民の福祉の推進を図るために、様々な行政サービスを提供する◆ 議会を通して市民の付託を受けることで、業務に正当性を持つ◆ 対価性のない分野への対応や人権保護について役割を担っている◆ 市民協働センターの事業等により、多様な主体への支援や多様な主体との協働をしている◆ 協働センター等において、コミュニティ組織への支援やコミュニティ組織との協働をしている◆ 協働に関わる多様な主体が連携し、協働による質の高い市民サービスの提供を進めている
強み	<ul style="list-style-type: none">◆ 公平性、平等性を持ち、信頼性が高い◆ 幅広いネットワークや多くの情報を保有している◆ 資金、施設、人材を保有している◆ 市民への情報発信力を持つ◆ 社会的課題を制度化できる
弱み	<ul style="list-style-type: none">◆ 公平性を重視するため、個別のニーズに柔軟に対応しにくい◆ 制度化までに一定の期間を要する◆ 担当部署を超えた連携が不十分である◆ 市の強みを最大限活かしきれていない



出世法師 直虎ちゃん

(2) タウン・ミーティングの実施

指針改訂にあたり、広く市民から意見を聞くため、タウン・ミーティングを開催しました。タウン・ミーティングの場でいただいたご意見を指針に反映しています。

- 開催日時 平成 30 年 8 月 4 日（土）14：00～16：00
- 開催場所 浜北区役所 3 階 第 2 会議室
- 参加人数 36 名



(3) 広聴モニターアンケートの実施

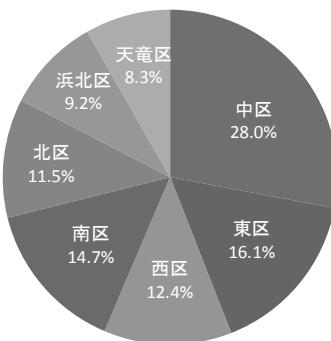
平成30年7月に広聴モニターアンケートとして、市内の広聴モニターを対象に「協働によるまちづくり」に関するアンケートを行いました。この結果は、指針改訂にあたり参考資料としています。

アンケート実施概要

- (1) 地域 浜松市内
- (2) 対象 広聴モニター244人
- (3) 方法 質問紙郵送法及びインターネット回答
- (4) 期間 平成30年7月10日～7月24日

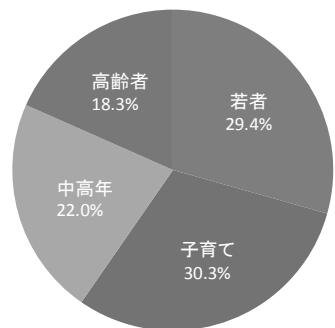
回収状況、有効回収率 218人(89.3%)

■回答者の居住区 (N=218)



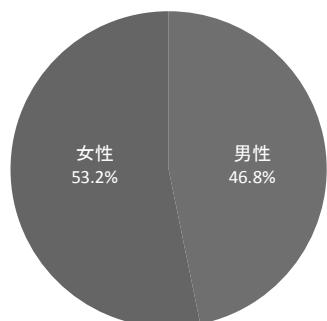
居住区	人数	割合
中区	61人	28.0%
東区	35人	16.1%
西区	27人	12.4%
南区	32人	14.7%
北区	25人	11.5%
浜北区	20人	9.2%
天竜区	18人	8.3%

■回答者の世代 (N=218)



世代	年齢	人数	割合
若者	18歳～34歳	64人	29.4%
子育て	35歳～49歳	66人	30.3%
中高年	50歳～64歳	48人	22.0%
高齢者	65歳～79歳	40人	18.3%

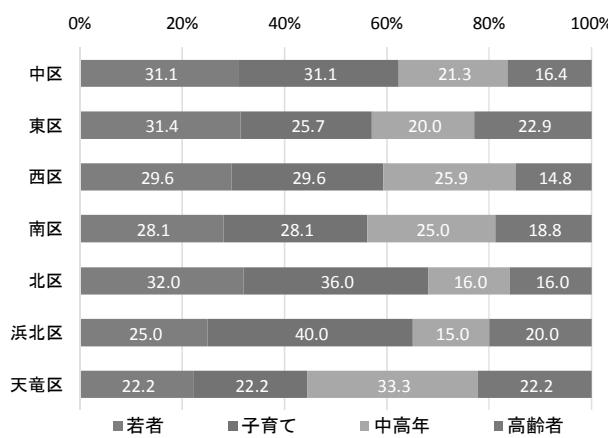
■回答者の性別 (N=218)



性別	人数	割合
男性	102人	46.8%
女性	116人	53.2%

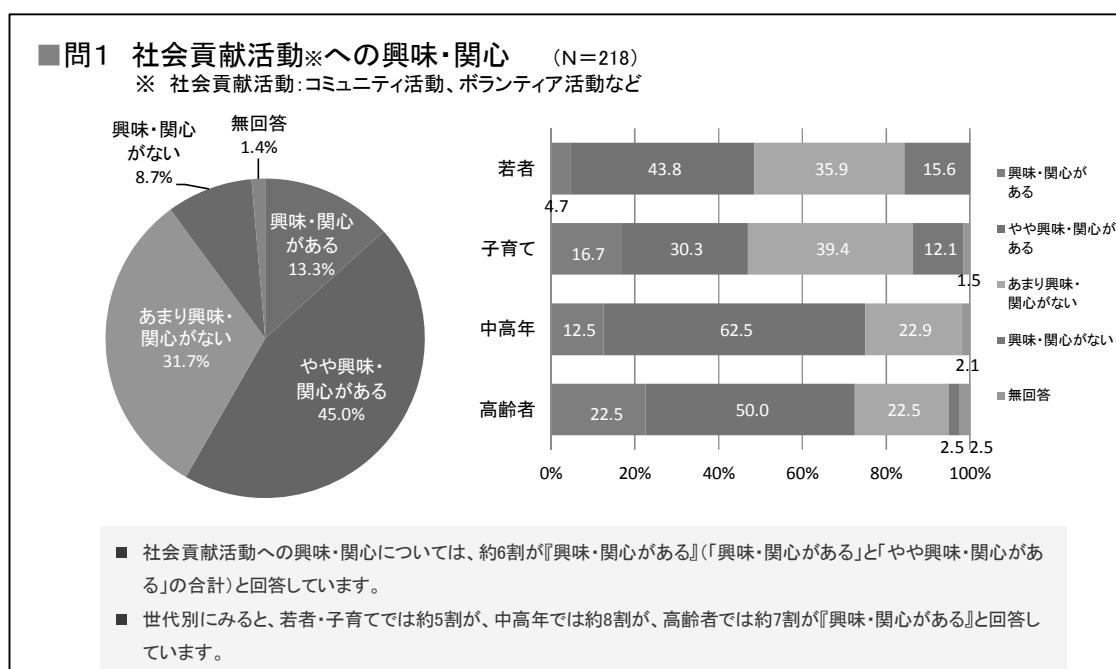
※比率はすべて百分率(パーセント)で表し、少数点以下第2位を四捨五入しています。このため、比率の合計が100%にならない場合があります。

■行政区別の世代構成比 (N=218)



問1 あなたは、自治会（町内会）や消防団、PTAなど地域のコミュニティ活動やNPOなどが運営するボランティア活動、自発的な社会貢献活動（公共の場の清掃や子供・高齢者の見守りなど）といった、社会のためにする活動に興味・関心がありますか。あてはまるものを1つだけ選んでください。

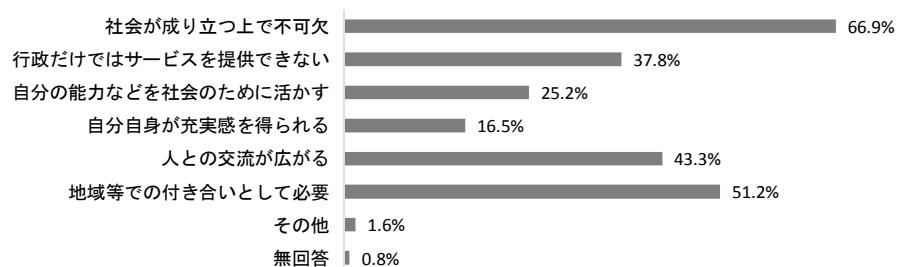
1. 興味・関心がある
2. やや興味・関心がある
3. あまり興味・関心がない
4. 興味・関心がない



問2 問1で「1 興味・関心がある」「2 やや興味・関心がある」と回答された方にお聞きします。そう思った理由はなんですか。あてはまるものをすべて選んでください。

1. 社会が成り立つ上で不可欠なことだと思うから
2. 行政だけでは、市民が必要とするサービスを提供できないと思うから
3. 自分の能力や経験を社会のために活かすことができるから
4. 活動によって、自分自身が充実感を得られるから
5. 人との交流が広がるから
6. 地域等での付き合いとして必要だから
7. その他

■問2 社会貢献活動に興味・関心がある理由 (N=127 複数回答)
(問1で「1 興味・関心がある」「2 やや興味・関心がある」と回答をした方)

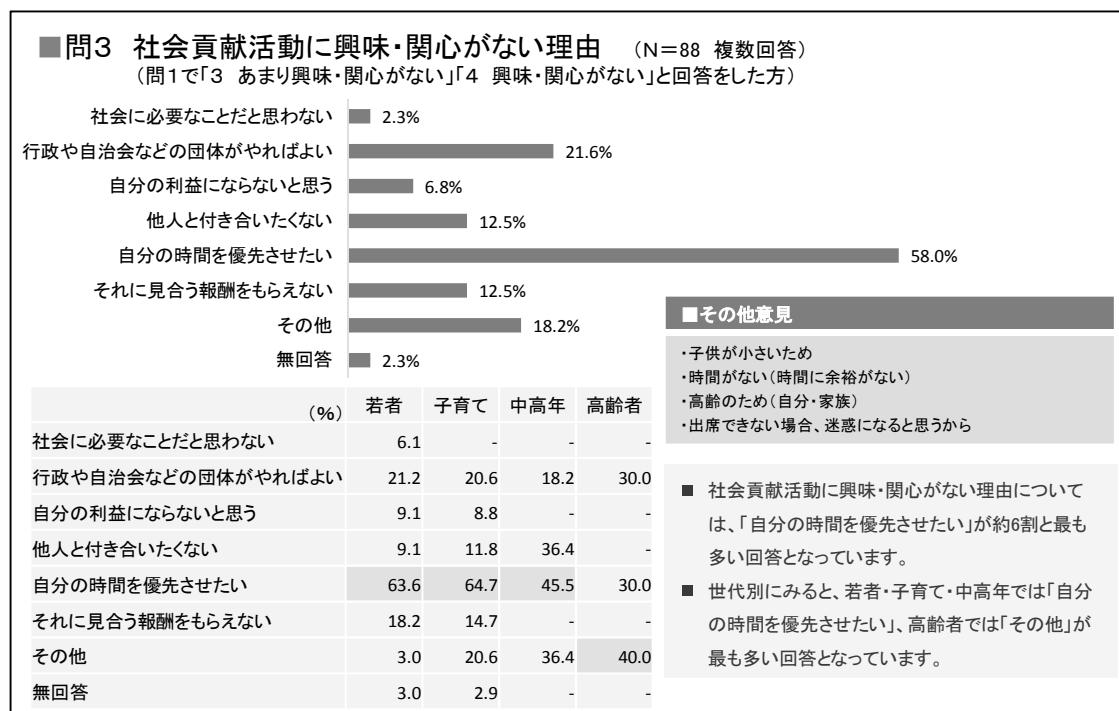


	(%)	若者	子育て	中高年	高齢者
社会が成り立つ上で不可欠	58.1	71.0	66.7	72.4	
行政だけではサービスを提供できない	25.8	32.3	44.4	48.3	
自分の能力などを社会のために活かす	35.5	19.4	22.2	24.1	
自分自身が充実感を得られる	19.4	12.9	11.1	24.1	
人との交流が広がる	51.6	41.9	33.3	48.3	
地域等での付き合いとして必要	29.0	48.4	63.9	62.1	
その他	-	-	2.8	3.4	
無回答	-	-	2.8	-	

- 社会貢献活動に興味・関心がある理由については、「社会が成り立つ上で不可欠」が約7割と最も多い回答となっています。
- 世代別にみても、全ての世代で「社会が成り立つ上で不可欠」が最も多い回答となっています。

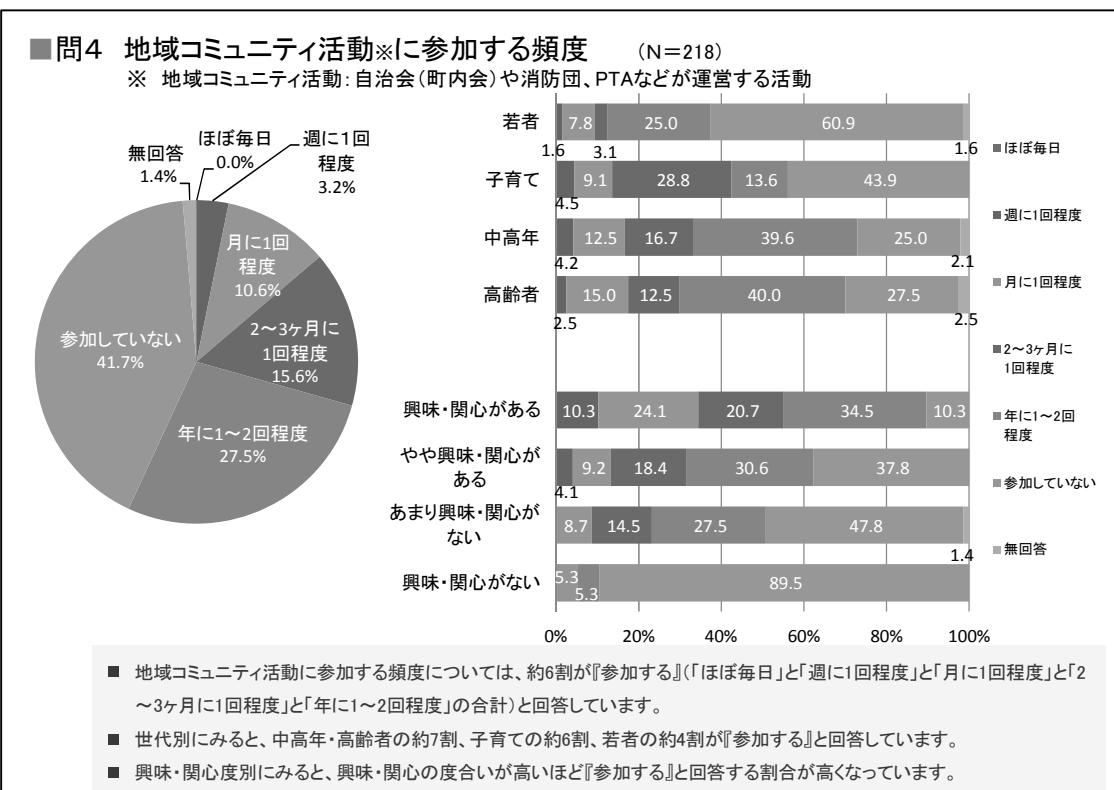
問3 問1で「3 あまり興味・関心がない」「4 興味・関心がない」と回答された方にお聞きします。そう思った理由はなんですか。あてはまるものをすべて選んでください。

1. 社会に必要なことだとは思わないから
2. 行政や自治会、NPOなどの団体がやればよいと思うから
3. 活動しても、自分の利益にならないと思うから
4. 他人と付き合いたくないから
5. 趣味や余暇など自分の時間を優先させたいから
6. 活動しても、市民はそれに見合う報酬をもらえないから
7. その他



問4 あなたは、どのくらいの頻度で、自治会（町内会）や消防団、PTAなど地域のコミュニティ活動に参加していますか。最もあてはまるものを1つだけ選んでください。

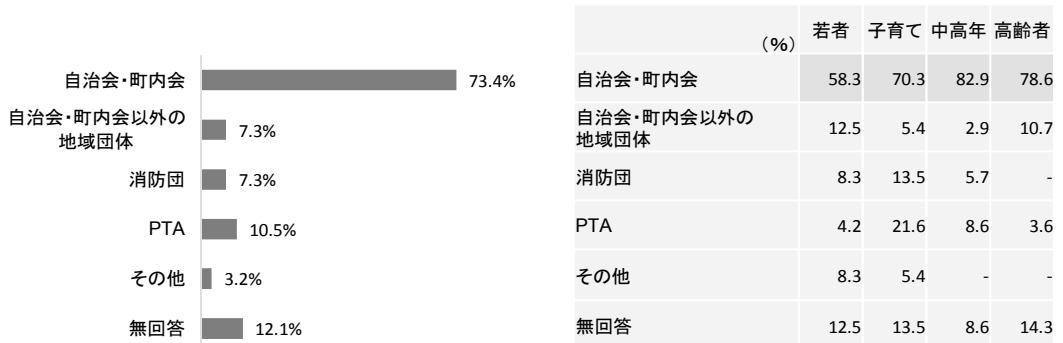
1. ほぼ毎日
2. 週に1回程度
3. 月に1回程度
4. 2~3ヶ月に1回程度
5. 年に1~2回程度
6. 参加していない



問5 問4で「6 参加していない」以外の回答をされた方にお聞きします。
どこでそれらの活動を行いましたか。あてはまるものをすべて選んでください。

1. 自治会・町内会
2. 自治会・町内会以外の地域団体
3. 消防団
4. PTA
5. その他

■問5 行った地域コミュニティ活動 (N=124 複数回答)
(問4で「6 参加していない」以外の回答をした方)



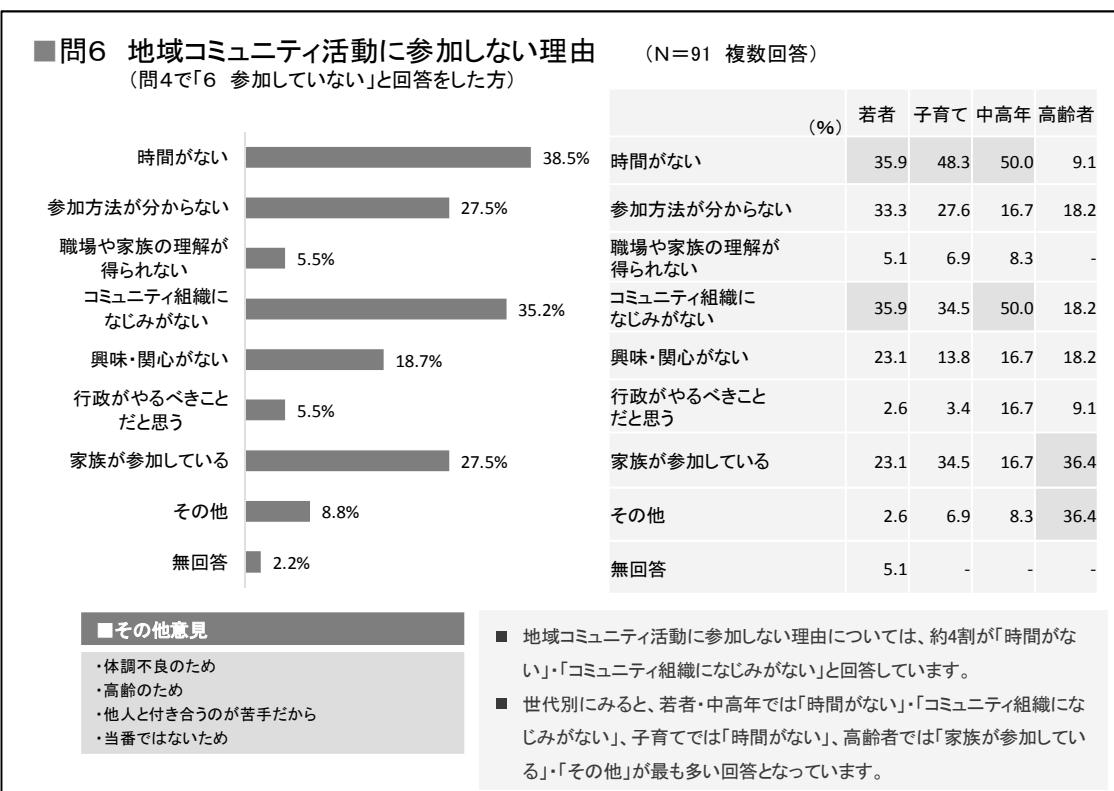
■その他意見

- ・子供会
- ・市委託事業
- ・協働センター事業
- ・勤務先
- ・浜松市子ども会連合会

- 行った地域コミュニティ活動については、「自治会・町内会」が約7割と最も多い回答となっています。
- 世代別にみても、全ての世代で「自治会・町内会」が最も多い回答となっています。

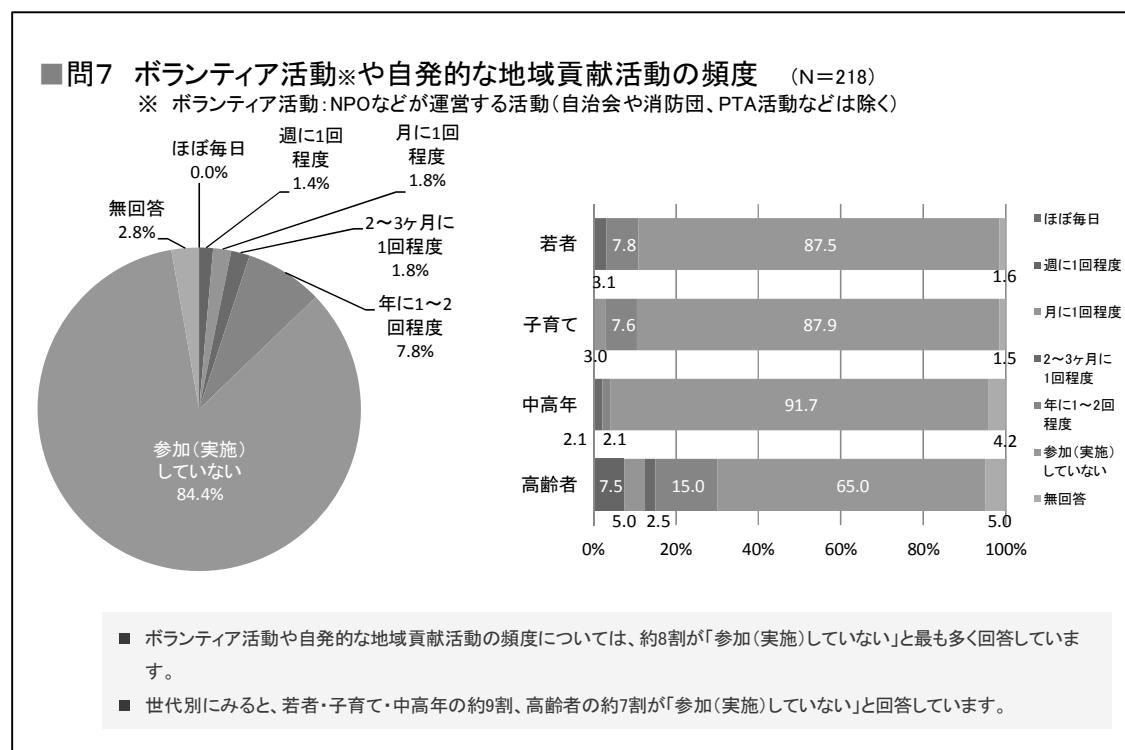
問6 問4で「6 参加していない」と回答された方にお聞きします。その理由は何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

1. 参加する時間がないから
2. 参加の方法が分からない、または活動に関する情報が得られないから
3. 職場や家族の理解が得られないから
4. 自治会などのコミュニティ組織になじみがないから
5. 興味・関心がないから
6. 行政がやるべきことだと思うから
7. 家族が参加しているから
8. その他



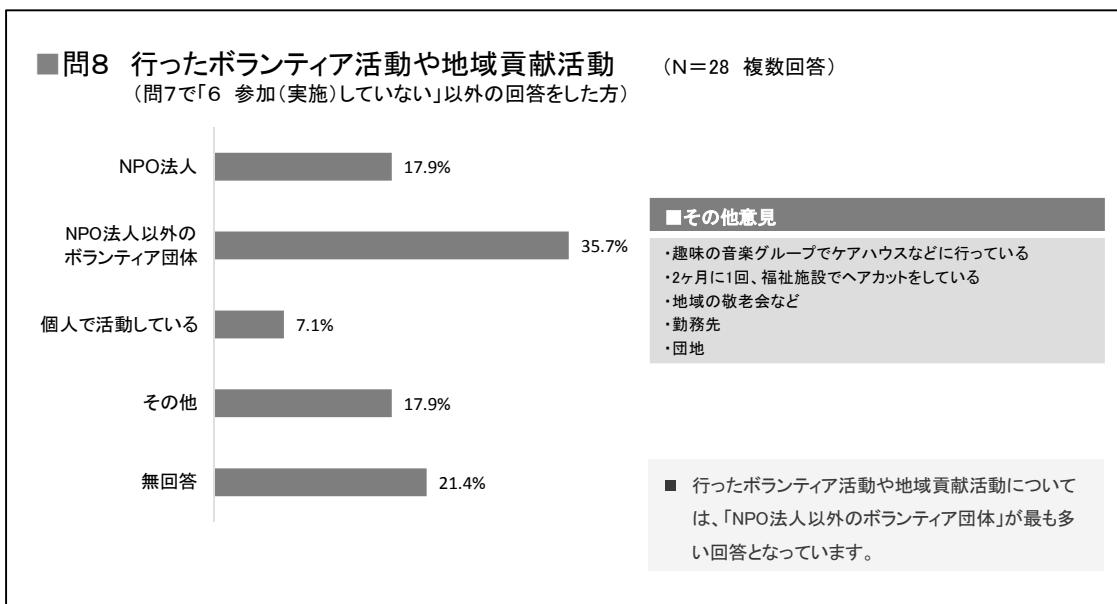
問7 あなたは、どのくらいの頻度で、NPOなどが運営するボランティア活動（自治会や消防団、PTA活動などは除く）へ参加したり、自発的に社会貢献活動（公共の場の清掃や子供・高齢者の見守りなど）を実施したりしていますか。最もあてはまるものを1つだけ選んでください。

1. ほぼ毎日
2. 週に1回程度
3. 月に1回程度
4. 2~3ヶ月に1回程度
5. 年に1~2回程度
6. 参加（実施）していない



問8 問7で「6 参加（実施）していない」以外の回答をされた方にお聞きします。どこでそれらの活動を行いましたか。あてはまるものをすべて選んでください。

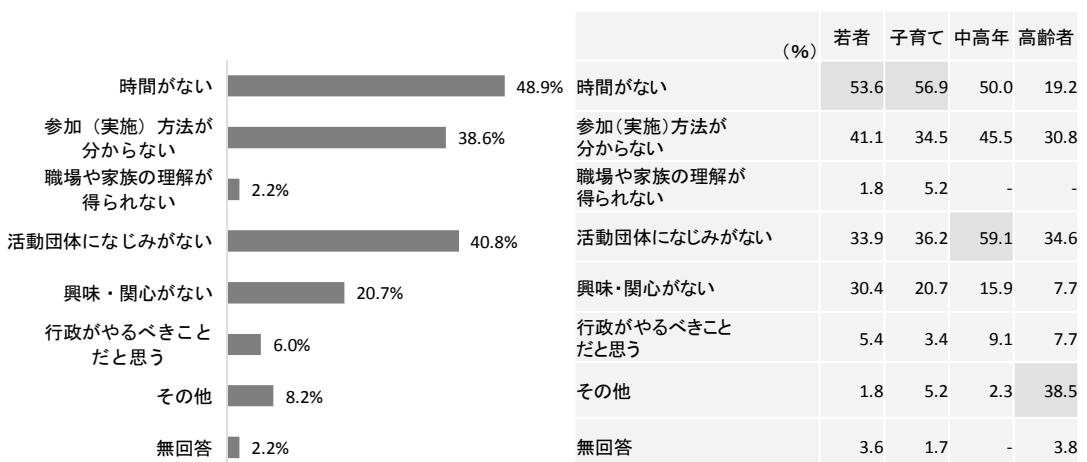
1. NPO法人
2. NPO法人以外のボランティア団体
3. 個人で活動している
4. その他



問9 問7で「6 参加（実施）していない」と回答された方にお聞きします。
その理由は何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

1. 参加（実施）する時間がないから
2. 参加（実施）の方法が分からない、または活動に関する情報が得られないから
3. 職場や家族の理解が得られないから
4. NPO法人などの市民活動団体になじみがないから
5. 興味・関心がないから
6. 行政がやるべきことだと思うから
7. その他

■問9 ボランティア活動や自発的な地域貢献活動に参加しない理由 (N=184 複数回答)
(問7で「6 参加（実施）していない」と回答をした方)



■その他意見

- ・年齢的に難しいから(高齢)
- ・小さい子供がいて、邪魔になると思うから
- ・体調不良のため
- ・車を運転しないため、活動に制約があるから
- ・活動の内容がわからない

- ボランティア活動や自発的な地域貢献活動に参加しない理由については、「時間がない」が約5割と最も多い回答となっています。
- 世代別にみると、若者・子育てでは「時間がない」、中高年では「活動団体になじみがない」、高齢者では「その他」が最も多い回答となっています。

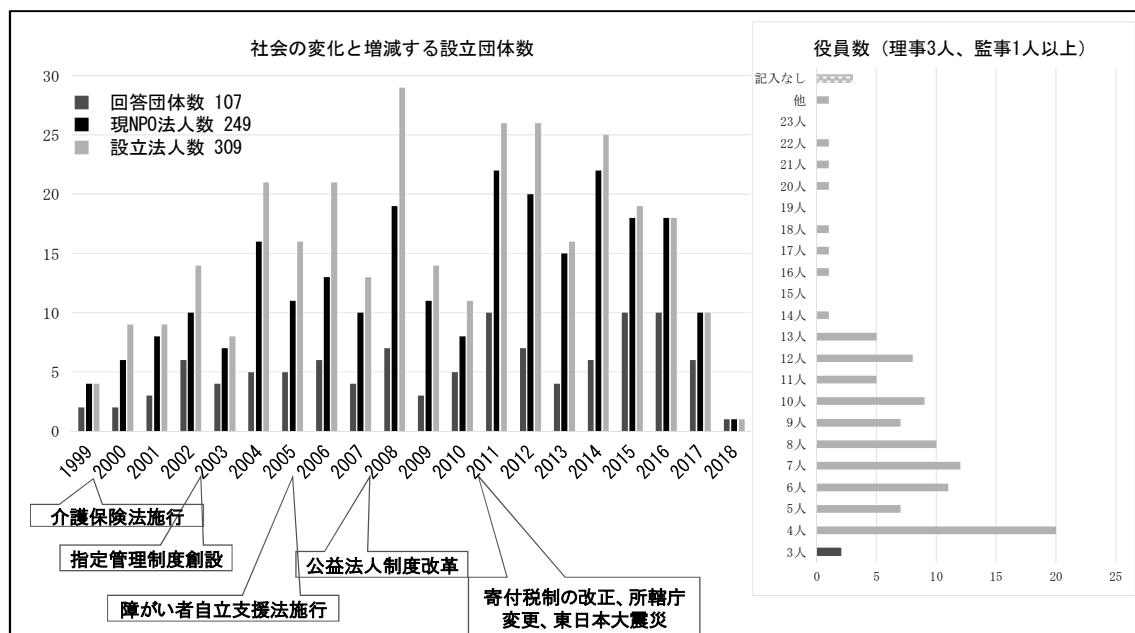
(4) NPO 法人へのアンケートの実施

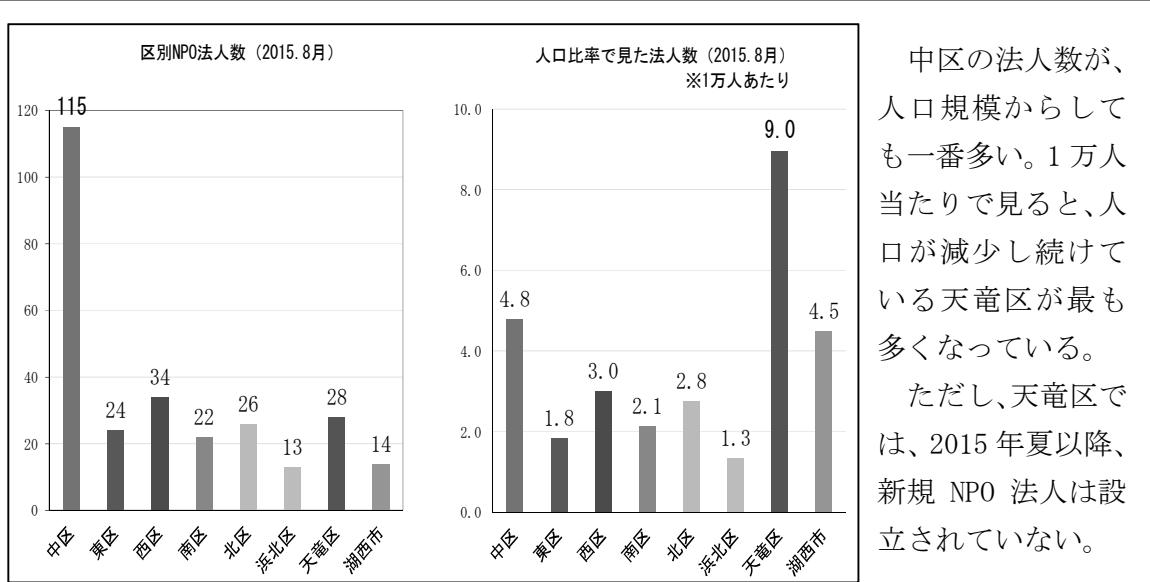
平成 30 年 3 月に浜松市と静岡県西部 NPO 法人会が協働して、浜松市内の NPO 法人（249 法人）を対象にアンケートを実施しました。107 法人（42.9%）から回答があり、静岡県西部 NPO 法人会が集計し、公開されている NPO 法人の財務書類の情報とともに分析を行いました。この結果は、浜松市市民協働推進委員会やタウン・ミーティングで発表し、指針改訂にあたり参考資料としています。

1 法人の概要について（団体設立年、役員数（理事・監事）、活動分野等）

社会の変化と設立団体数について

浜松市を拠点にこれまで 309 の NPO 法人が設立されたが、2018 年 4 月末現在 NPO 法人數は 249 である。設立法人数は、2006 年から 2008 年度にかけて増えており、障害のある本人やその家族、支援者たちが強い思いで作り上げてきた小規模授産所が法人化を進め、障害者自立支援法という新体系に移行したことの影響が大きかったと考えられる。一転して 2008 年から設立法人数は減少傾向にある。公益法人制度の改正をきっかけにして、取得する法人格を一般社団法人等にする団体が増えたことが理由として考えられる。





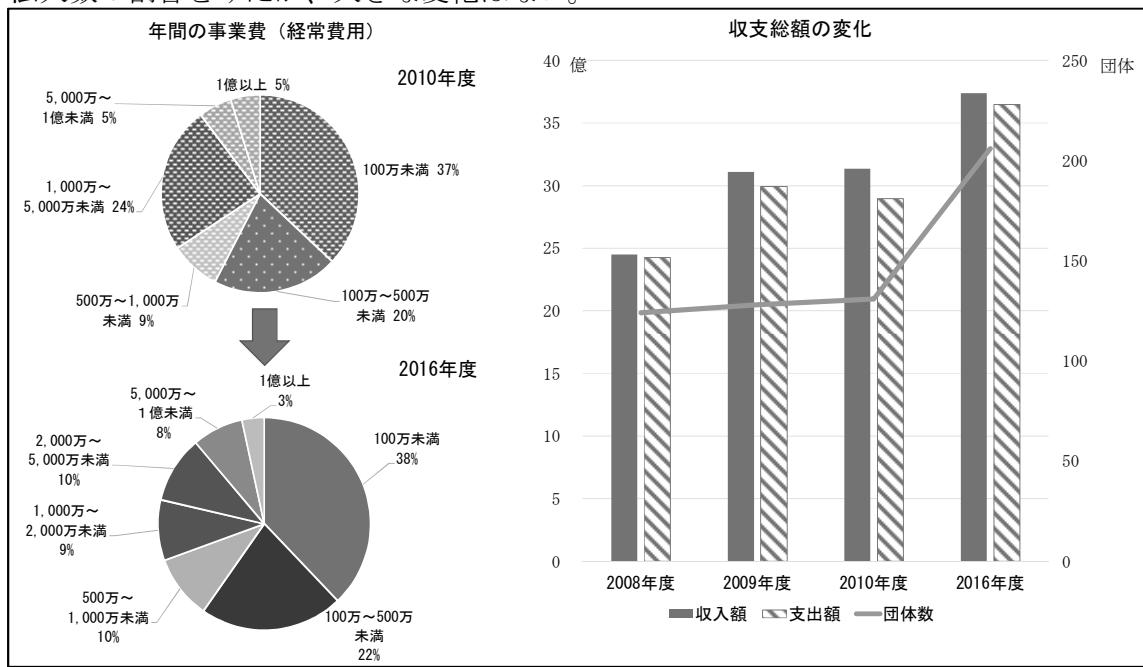
中区の法人数が、人口規模からしても一番多い。1万人当たりで見ると、人口が減少し続いている天竜区が最も多くなっている。ただし、天竜区では、2015年夏以降、新規NPO法人は設立されていない。

2 法人の運営や活動内容について（主に活動を担う者、年間の事業費、活動の主な原資、運営面での課題）

NPO法人が行っている事業の規模

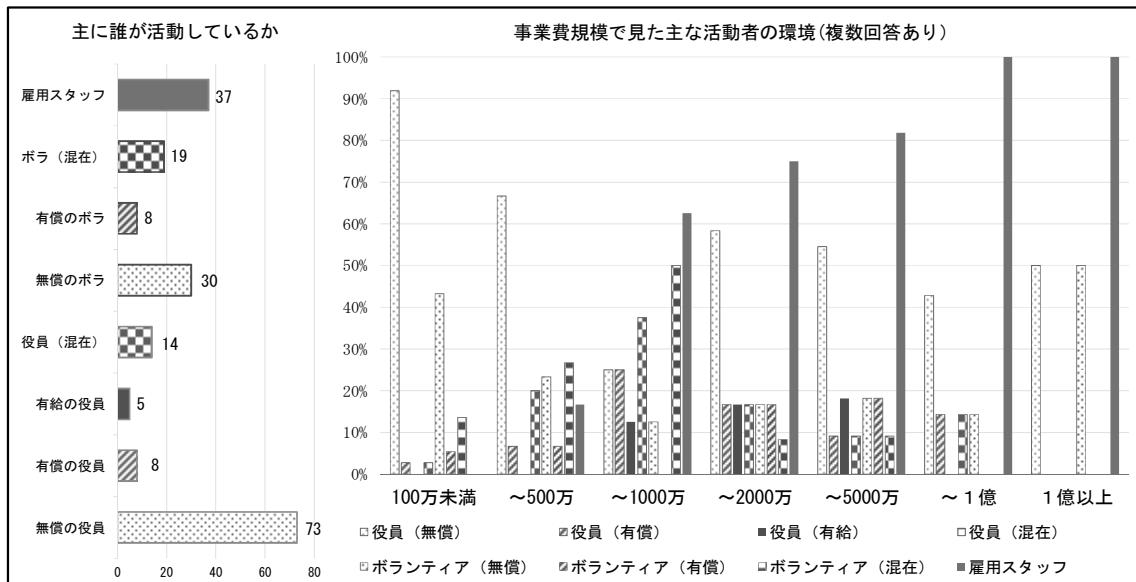
浜松市のNPO法人は2018年4月現在で249である（2017年3月末現在では251）。そのうち内閣府のNPOポータルサイトに掲載済の206団体の2016年度会計報告書から分析を行った。

経常費用額の合計は36.5億に達した。2010年度の結果（23.9億円、131団体）と比較したところ、単純に増加した団体数の割合からは、事業規模は45.5億円ほどが見込まれるはずだが、そこまで伸びていない。事業費規模100万未満から1億以上で分類し、法人数の割合をみたが、大きな変化はない。



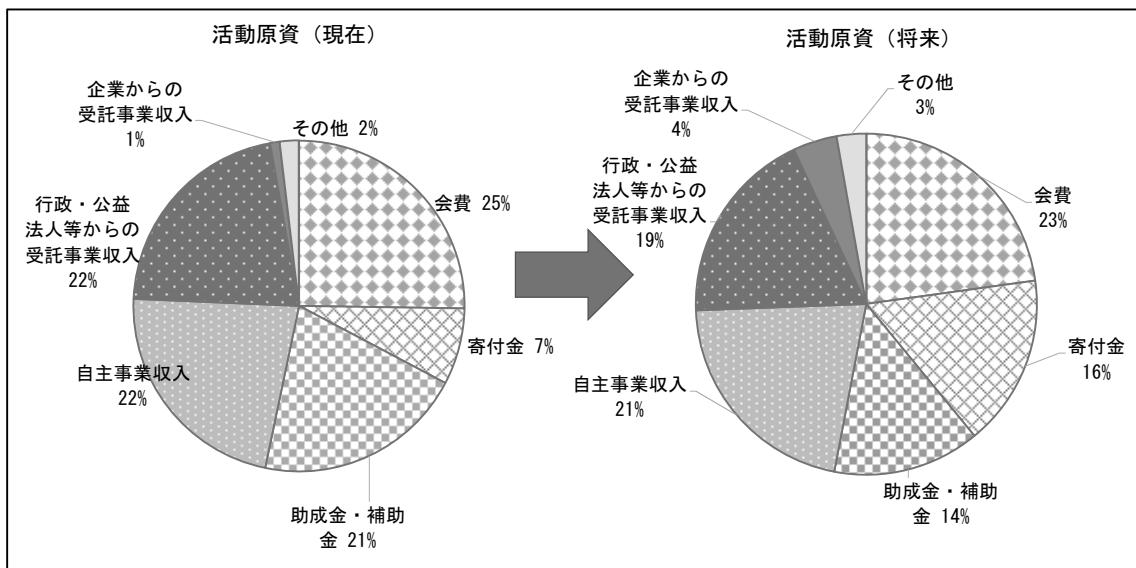
主に誰が活動を担っているか

事業費規模 100 万未満の NPO の約 92%において、理事（薄い青）が無償で活動している。一方、5,000 万以上の NPO の全てで雇用されたスタッフ（緑）が活動を担う。併せて、無償の理事やボランティア（薄い赤）も活動している。雇用されたスタッフは 500 万規模の NPO から現れ始める。中規模の NPO では、有給の役員（青）もいるが、ときと場合によって無償有償混在の役員やボランティアが活動を支えている様子がみえる。しかしながら、どの規模の NPO にも役員たちが無償で活動している状況がある。

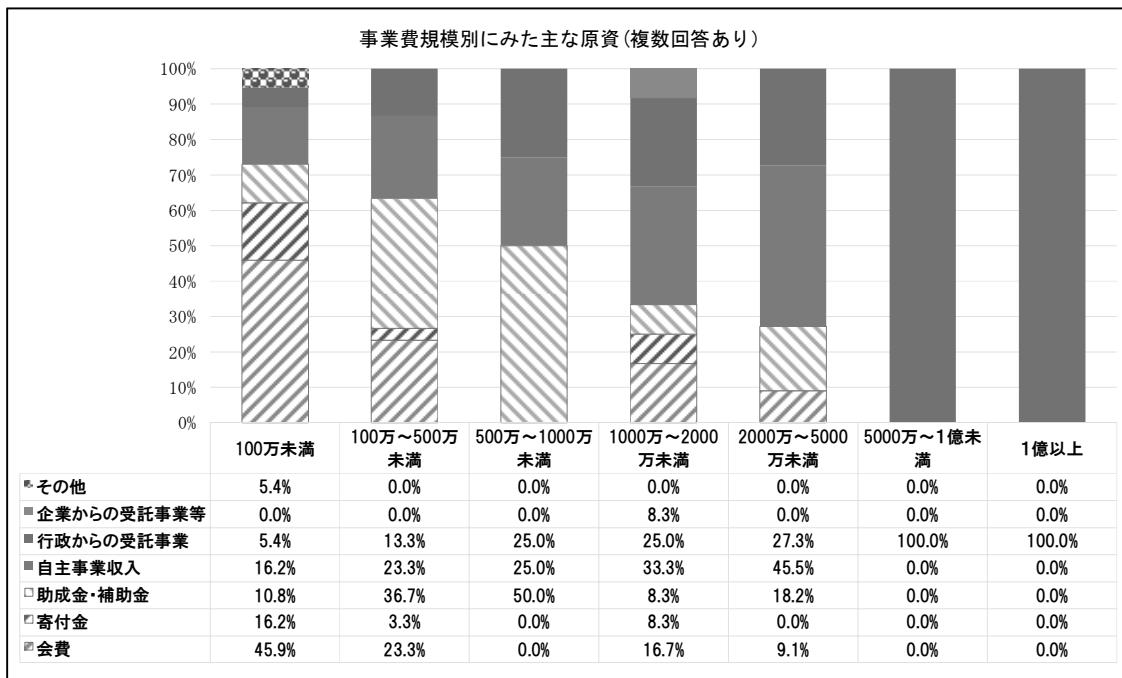


活動の主な原資は何か

53%の NPO は支援者からの会費・寄付金・助成金等（=プレゼントされたお金）が主な原資であると回答し、45%の NPO は事業収益（=稼いだお金）が主な原資であると回答している。今後の資金調達については、寄付金と企業からの受託事業収入を増やし、助成金は減らしたい意向がみえる。

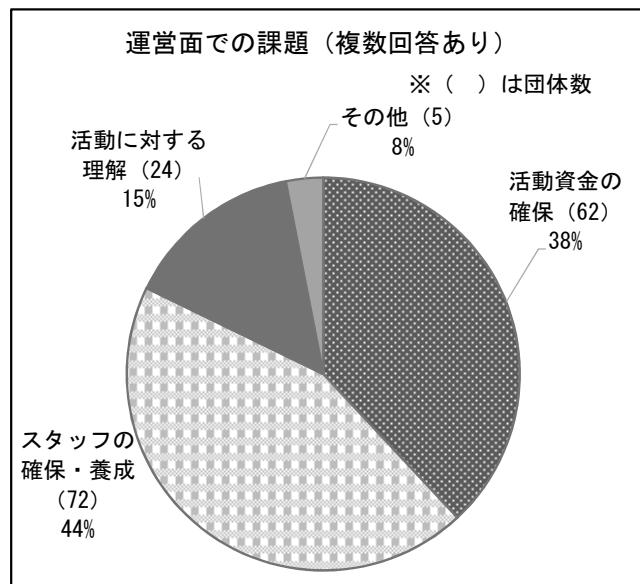


事業費規模でみると、100万未満のNPOの45.9%の主な収益は「会費」である。500万から1,000万の中規模NPOの半分が「助成金・補助金」、5,000万以上の全NPOが「行政からの受託事業等（介護制度等の給付金含む）」が主な収益である。規模が大きくなるにつれ、プレzentされた資金の割合が減り、稼いだ資金の割合が増えている。



運営面での課題は何か（複数選択可）

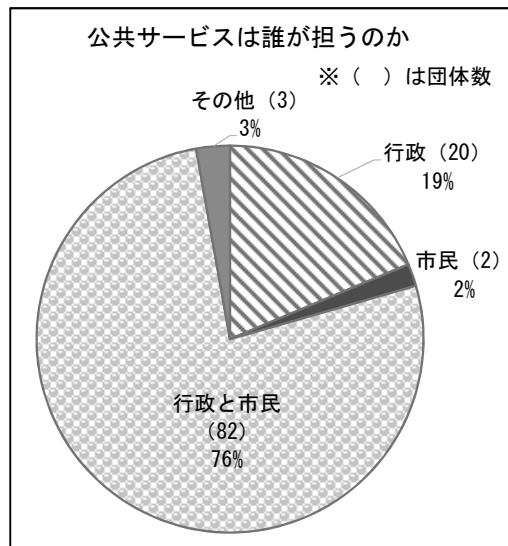
「スタッフの確保・養成」についての課題が最も多く、次いで「活動資金の確保」となっている。事業費規模からみると100万以下の小規模NPOの課題については資金確保が人材養成を上回ったが、それ以上の中規模NPOでは、人材確保が資金確保を上回っている。1億以上の大規模NPOになると、人材確保と資金確保の両方を全NPOが課題として挙げている。無償ボランティアとしての確保も難しく、有給環境でも人材不足の状態である。



3 公共サービスの担い手、NPO の役割について

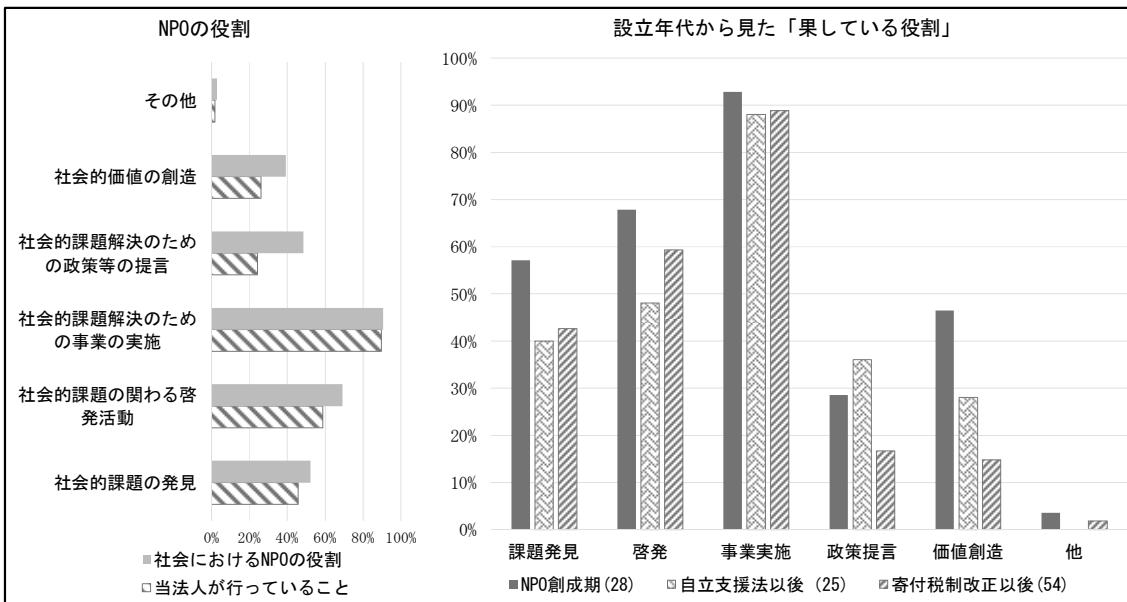
公共サービスは誰が担うのか

行政と市民が公共サービスを担うとの回答が 76%と最も多かった。公共サービスという言葉の解釈によって答え方は様々なになるため、分析に困難が生じる設問だが、議論を深めたい課題である。



社会的に見て NPO の役割は何か。あなたの法人の役割は何か（複数選択可）

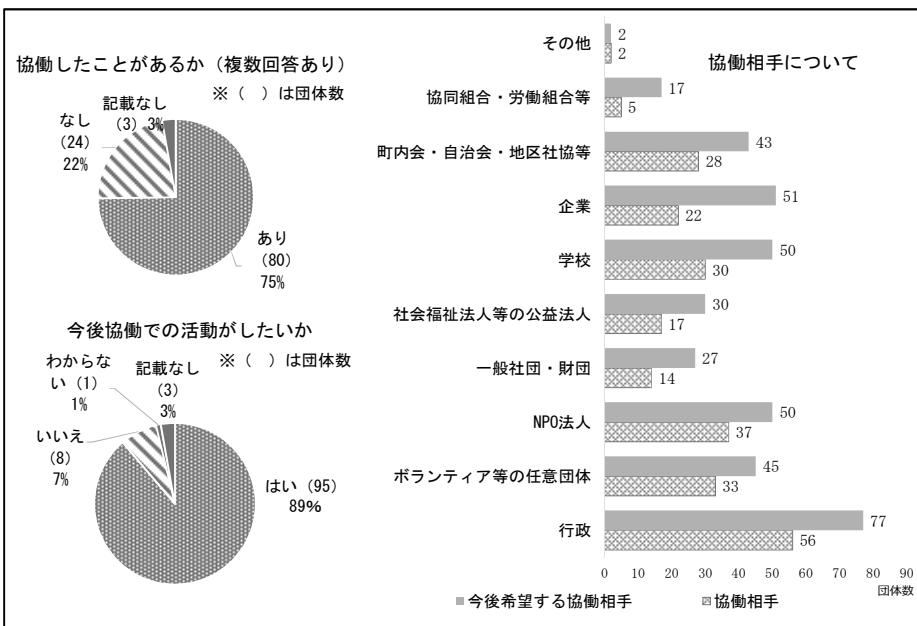
社会的にも自分の法人としても、NPO が果たしている役割について、「社会的課題解決のための事業の実施」を約 9 割の NPO が選択した。政策提言を NPO の役割と考えているのは 52.3%の団体に及んだが、実際に提言活動を行っている NPO は 24.3%と約半分になっている。NPO の設立年代で比較すると、社会変革を行うための革新的な取り組み「社会的価値の創造」を選んだのは NPO 創成期グループ（2005 年以前に設立の 28 団体）の 46.4%、自立支援法以後グループ（2006 年から 2010 年設立の 25 団体）の 28.0%、寄付税制改正以後グループ（2011 年以後設立の 54 団体）の 14.8%と徐々に減ってきている。



4 協働について（行政とNPOの協働、協働の経験や今後の希望）

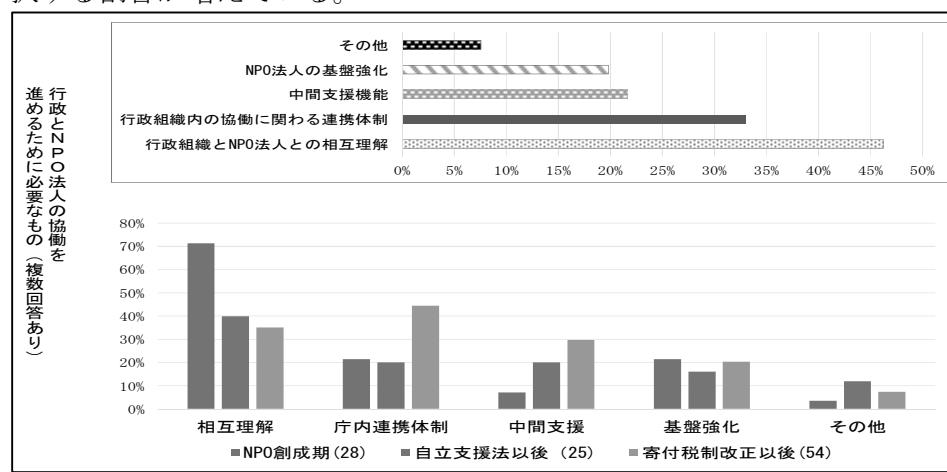
協働したことがあるか。今後協働を希望するか。その相手は誰か

75%のNPOが、協働の経験ありと回答した。そのうち行政との協働が70%（56団体）、NPO法人との協働が46.3%であった。協働していないNPOからは、その理由として自分たちだけで活動が完結できたから、協働相手と出会う機会がなかったから（ともに6団体）との声があった。今後協働を希望すると回答した95団体のうち、最も多い協働相手の希望は行政であり（81.1%、77団体）、続いて企業（53.7%、51団体）だった。



行政とNPOとの協働を進めるために必要なものは何か

最も多い回答が、「行政とNPO法人との相互理解が必要」（46.2%：49団体）であり、NPO創成期グループ（2005年以前に設立の28団体）の71.4%が選択した。2番目は「府内の連携体制」（33%：35団体）で、寄付税制改正以後のグループ（2011年以後に設立の54団体）の44.4%が選択した。中間支援機能については年代が下がるほど、選択する割合が増えている。



おわりに

— 一人ひとりが自分ごととして考え、取り組む —

少子高齢社会に突入した日本では人口減少が進み、一方で個人のライフスタイルや価値観が多様化していることから、社会的課題が複雑化しています。

こうした中で、これからの中は、従来は官が独占していた領域を「公（おおやけ）」に開き、官民協働で担うなど、市民、市民活動団体、事業者が公的な財やサービスの開発・提供に関わっていく必要があります。平成22年、内閣府は、こうした考え方を「新しい公共」として発表しました。平成25年には、地域や社会の課題を解決するために、共助社会（個人の多様な価値観や意思が尊重されながら、新たな『つながり』が構築され、全員で作り上げていく社会）の実現を目指す必要があるとして、「共助社会づくり」の議論が始まっています。

世界に目を向けると、現在も地球規模の深刻な課題は山積しています。平成27年9月に国連総会において採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中には、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が記載されています。これは、貧困、環境、健康、平和、働きがい、住み続けられるまちづくりなどの課題に対し、人類が持続していくための世界を変える17の目標を示したものであり、この課題に対して、市民社会や民間セクター、政府機関等の様々な主体が集結し、強く関与することで解決を図っていくとしています。

浜松市市民協働推進委員会は、こうした状況の中、浜松市民が社会を支えることに関心を持ち、自分ごととして行動を起こすための指針づくりを進めてきました。この指針により、浜松が一丸となって、市民の幸福と豊かな地域づくりのために共に取り組む道筋となることを願います。

浜松市市民協働推進委員会 一同



©浜松市
出世大名 家康くん 出世法師 直虎ちゃん

浜松市 市民協働を進めるための基本指針
－ 多様な主体によるまちづくりを実現するために －

編集・発行 浜松市 市民部 市民協働・地域政策課
〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2
TEL : 053-457-2094 FAX : 053-457-2750
E-mail : shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

発行年月 年 月

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

ご住所 (所在地)	
お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	浜松市市民協働を進めるための基本指針（案）
意見募集期間	平成31年2月15日（金）～平成31年3月29日（金）
意見欄	

- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 市民部 市民協働・地域政策課あて

住所 : 〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

FAX : 053-457-2094

E-mail : shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいか分からぬ場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

＜書き方例＞

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。



第9号様式

区協議会

区分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件名	平成31年度東区地域力向上事業（助成事業）の提案について				
事業の概要 (背景、経緯、現状、課題等)	<p>地域力向上事業は、市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、市が実施又は支援する区の特性を活かした事業や課題を解決する事業です。</p> <p>○市民提案による住みよい地域づくり助成事業 団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業</p>				
対象の区協議会	東区				
内容	<p>○助成事業2件 提案のあった助成事業について、事業内容等に對しご意見をお伺いいたします。提案事業の詳細は別添資料の通りです。</p>				
備考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	提案団体に、事業の採用・不採用の決定通知を送付（2月）。				
担当課	東区・区振興課	担当者	鈴木勝・根本	電話	424-0115

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

平成31年度地域力向上事業提案内容

平成31年2月20日東区協議会

区分	予算額	補助金額(希望額)	残額
助成事業	3,700,000円	748,000円	2,952,000円

◆助成事業

No.	提案事業名	提案者	事業の目的・効果	提案内容	提案事業費 (希望補助額) (希望補助率)	採択回数	区行政推進会議検討結果	
1	浜松東ノルディック・ウォーク普及推進事業	浜松東ノルディック・ウォーク普及推進実行委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・健康はままつ21の目標である健康寿命の延伸を図るために、健康的な軽スポーツであるノルディック・ウォーキングの普及を通して区民の健康づくりを推進する。 ・普及推進活動により、生活の一環としてノルディック・ウォーキングを継続することで、健康づくりの実践と意識の高揚を図り、健康寿命の延伸及び介護期間の短縮に繋がるものと期待される。 ・また、ノルディック・ウォーキング愛好家による活動や歩行紀行などの催事を通し、市民間で新しいコミュニケーションづくりが可能となると考えられる。 	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体・サロン・同好会などを対象としたノルディック・ウォーク体験会の開催 ⇒ノルディック・ウォーキングの概要や効果についての説明及び体験。 (年間10回、各回10~40人) ・地域向け少人数グループ対象のミニ体験会の開催 ⇒内容についてほぼ上記と同じ。 (年間10回、各回2~10人) ・文化・歴史を巡るノルディック・ウォーク大会の開催 ⇒東区版「歴史と文化が香るまち」マップを活用し、由緒ある場所を巡るコースを、地元の人の説明を聞きながら街歩きを行う。 (2地区、各回70~90名、長上地区、和田地区) 	392,000円 (98,000円) (25%)	3	<p>【採用（実施予定事業候補）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康寿命の延伸を図るために、健康的な軽スポーツであるノルディック・ウォーキングの体験会等を実施し、その普及を通じて区民の健康づくりを推進する事業である。 この事業は、スポーツの振興に関する事業及び健康・福祉の向上に関する事業に該当する。 <p><補助率>25%以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年目の事業であるため25%以内とした。
				時期	平成31年4月1日～平成32年3月31日			
				場所	浜松市東区内各会場			
2	地域の力でフードシェア事業	NPO法人サステナブルネット	<ul style="list-style-type: none"> ・東区の新聞店専売所と協働し、地域の食品ロスを回収しそれを子ども食堂や配布会の場で地域の子育て家庭に還元する、全国でも初めての事業を展開し、地域の子どもを東区全体で支える仕組みを構築する。 	内容	<p>地域の食品ロスの回収とその食品を必要としている子育て家庭に配布することにより食品ロス有効的活用と地域の子どもの貧困解決を同時に起こなう新しい仕組み作り。</p> <p>【配布会の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月4回（週一回）12か月の開催（48回開催予定） ・会場：長上協働センターを予定 ・東区全体を対象とする ・食材の回収、保管は新聞専売所の協力により実施 	1,300,000円 (650,000円) (50%)	1	<p>【採用（実施予定事業候補）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で発生する食品ロスを回収し、その食品を必要としている子育て家庭に配布することにより食品ロス有効的活用と地域の子どもの貧困解決を同時に起こなう事業である。 この事業は、生活改善及び生活環境の向上に関する事業及び健康・福祉の向上に関する事業に該当する。 <p><補助率>50%以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年目の事業であるため50%以内とした。
				時期	平成31年4月1日～平成32年3月31日			
				場所	浜松市東区内			



区協議会の開催日程（2月）について

のことについて、次のとおり区協議会が開催されますのでお知らせします。

協議会名	回数	日 時	場 所	会議内容(予定)	傍聴定員	問合先
中区 協議会	第10回	2月27日 (水) 13:30~	浜松市役所 北館1階 101会議室	・(協議)浜松市市民協働を進めるための基本指針(案)のパブリック・コメント実施について ・(協議)平成31年度中区地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」について ・(報告)平成31年度中区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について ・その他	10人程度 (先着順)	中区役所 区振興課 TEL:457-2210
東区 協議会	第11回	2月20日 (水) 13:30~	東部保健福祉 センター 健康教育室・集団 指導室	・(協議)浜松市市民協働を進めるための基本指針(案)のパブリック・コメント実施について ・(協議)平成31年度地域力向上事業(助成事業)の提案について ・地域課題 ・その他	10人程度 (先着順)	東区役所 区振興課 TEL:424-0115
西区 協議会	第9回	2月27日 (水) 13:30~	西区役所 3階 大会議室	・(質問)浜松市雄踏老人福祉会館さつき荘の施設廃止について ・(答申)弁天島海浜公園の再整備について ・(答申)市営住宅の廃止について(篠原団地) ・(協議)浜松市市民協働を進めるための基本指針(案)のパブリック・コメント実施について ・(協議)西区地域力向上事業(助成事業)の提案について ・地域課題について ・その他	5人程度 (先着順)	西区役所 区振興課 TEL:597-1112
南区 協議会	第11回	2月20日 (水) 13:30~	南区役所 3階 大会議室	・(協議)浜松市市民協働を進めるための基本指針(案)のパブリック・コメント実施について ・(協議)平成31年度地域力向上事業の提案について ・地域課題について ・その他	5人程度 (先着順)	南区役所 区振興課 TEL:425-1120
北区 協議会	第11回	2月28日 (木) 14:00~	引佐協働センター 2階 会議室1・2	・(答申)市営住宅の廃止について(西四村団地及び摩訶耶団地の一部) ・(協議)区の再編に関する住民投票について ・(協議)浜松市市民協働を進めるための基本指針(案)のパブリック・コメント実施について ・地域課題について ・その他	5人程度 (先着順)	北区役所 区振興課 TEL:523-1168

協議会名	回数	日 時	場 所	会議内容(予定)	傍聴定員	問合先
浜北区協議会	第11回	2月21日 (木) 13:30~	浜北区役所 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)浜松市市民協働を進めるための基本指針(案)のパブリック・コメント実施について ・(協議)平成31年度浜北区地域力向上事業(助成事業)の提案について ・(報告)平成31年度浜北区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について ・地域課題について ・その他 	10人程度 (先着順)	浜北区役所 区振興課 TEL:585-1141
天竜区協議会	第11回	2月25日 (月) 14:00~	二俣協働センター 2階 ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)天竜B&G海洋センター屋根改修工事について ・(協議)浜松市市民協働を進めるための基本指針(案)のパブリック・コメント実施について ・(報告)平成31年度天竜区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について ・地域課題について ・その他 	5人程度 (先着順)	天竜区役所 区振興課 TEL:922-0013

市民部 市民協働・地域政策課 担当 : 増田
T E L 4 5 7 - 2 0 9 4

第6回交通安全委員会 議事概要

日 時 平成31年2月6日（水）10:00～11:00

会 場 東区役所 33会議室

出席者 大軒 孝幸、齋藤 國弘、齋藤 宣男、佐藤 公治、田中 充（50音順・敬称略）

事務局 梅尾 友里奈（区振興課）

1 今年度の活動内容について

（事務局）

- ・今年度の活動内容について報告。
- ・平成25年から平成30年における交通事故件数推移について説明。

2 今年度を振り返って（感想など）

（委員）

- ・交通事故は、啓発活動をやっても増えたり、やらなくても減ったりと結果が直結しないので難しいが、やっていることは必ずいきていると思う。
- ・各期で行っている街頭広報も恒例化している。事故が多い交差点など場所を分散し、広い範囲での周知が必要なのでは。また、地域や事業所にのぼり旗の掲示を依頼してみてはどうか。地道な啓発活動も必要だと思う。
- ・横断歩道で一時停止しない人が多い。また、停止しなければいけないことを知らない人もいるため、周知徹底が必要。
- ・ハード面の取り組みとして、危険な交差点や事故が多い場所などから、交通安全委員会において重点対策箇所を決め、検討していくのはどうか。必要に応じて要望書の提出などを行う。

3 次年度について

- ・今回の意見を参考に、各自で今後の課題や目標を検討し、次年度の交通安全委員会にて話し合う。

平成30年度 第6回東区協議会地域防災委員会 活動報告

開催日 平成31年2月8日（金） 午前10時00分から

会場 東区役所33会議室

出席者 森和彦委員長、村木克郎委員、河合洋子委員、河合よしの委員、
小池太江子委員、鈴木洋次委員、藤田昌良委員

事務局 井田正人、長谷川光洋、杉森保雄、枝窪圭人

1 議事

(1) 防災食（パッククッキング）についての説明

- (ア) ポリ袋に食材を入れて、湯せんする調理方法
- (イ) ライフラインが使えなくても簡単、おいしい、温かい料理を作ることが出来る
- (ウ) 袋に入れて湯せんするので衛生的
- (エ) 使用した水は再利用可能でごみも最小減に抑えることが出来る

(2) 実際にパッククッキングで調理した料理を試食した

(地域防災委員からの意見)

- ・ パッククッキングの説明を聞き、試食することでパッククッキングの有用性を感じた。
今度は自分で調理を行い、災害時にも活用できるようにしたい。
- ・ 衛生面で問題ないとはいえ、川の水等で湯せんするのは抵抗がある。袋を2重にして行う等の工夫が必要だと感じた。
- ・ 災害時は水の確保が重要だが、市に浄水器等の設備はないのか。
 - 各避難所防災倉庫には1台ずつ配置している。
 - 浄水器についても、体験したい。
- ・ パッククッキングに使用する袋は、今回使用したものより厚く、耐熱性が高いものが適している。

「本日のパッククッキングメニュー」

☆ごはん 米 60 g 水90 c.c (1人分)



30分水につけて、30分加熱

☆蒸しパン ホットケーキミックス 1袋 (市販では150 gが多い) (3~4人分)
水 150 c.c (水のかわりに野菜ジュースでもOK)
干しぶどう 適量



15分加熱、ひっくり返して15分加熱

粉を足して混ぜる

(※卵1個あれば水は100 c.c。牛乳でも先に水と卵を混ぜ合わせること)

☆サバ缶と残り野菜のカレー煮 (2~3人分)

サバ缶 1缶
残り野菜 (玉ねぎ、キャベツ200~300 g)
カレールー 1かけ



全部袋に入れて軽くもみもみし30分加熱

※使用するポリ袋は「高密度ポリエチレン」の表示があるもの。

(耐熱温度が高く110°Cほどの熱に耐えられるので湯煎料理ができる。

※用意するものは、卓上コンロ、ガスボンベ、鍋 (保温力があるものがベスト)

ガスボンベ多めに備えておきましょう。

パッククッキングは、一度経験しておくといざという時に安心につながります。

第6回地域福祉委員会 議事概要

日 時 平成31年2月19日（火）13:30～14:30

会 場 東区役所3階 31会議室

出席者 石津幸子、熊岡邑子、杉本ともえ、鈴木祐一、高井昭、村松信子（50音順・敬称略）

中野一宏 社会福祉課長、鈴木教郎 長寿保険課長、野沢和好 健康づくり課長

事務局 吉垣幸和、長谷川光洋

議 事

○今年度のまとめ、次年度に向けて

＜各委員からの意見、感想等＞

- ・テーマが高齢者を取り巻く環境ということで、関連することも多岐にわたるため難しかった。
- ・今後、地域包括支援センターの役割がますます重要になってくることが予想されるが、仕事量が増えて、大変ではないか。
- ・地域で地域包括支援センターを知らない人が多い。特に必要とする人が知らないように感じられる。
- ・昨年度に地域包括支援センターを視察したが、職員の人数が少なく心配である。
- ・地域包括支援センターは、高齢者の相談窓口とは言うものの、0歳から高齢者まで幅広く相談にのってくれて助かっている。
- ・地域によっては、民生委員がだれなのか知らない人が多い地域もある。こうした地域差は何とかしてほしい。
- ・協議体という名前は、だいぶ浸透してきているが、どういったものかというところは、まだ知られていない。

→協議体として、2年目を迎えているが、会合も様々な組織の長が集まるため日程調整も難しい実状がある。来年度が、3年目となり地域ごとの問題点も洗い出されてきているので、少し深いところの話ができるのではないか。

- ・地域包括支援センターの職員の意見を聞くなど、視察を次年度に行いたい。

⇒年間の活動報告について、3月の協議会にて報告予定。

○その他

住民主体サービスに対する補助金制度について

＜各委員からの意見等＞

- ・要支援1・2の認定者の方が対象者であるが、現状のサロン活動などでは、要支援1・2の方が3割含まれるような団体は、ほとんどない。
- ・補助を受けるため要支援1・2の方々を集めて団体をつくることも現実として難しい。
- ・住民主体で支えていくことに補助していくことが市の方針ならば、もう少し、団体の実態に則した活用しやすい補助金制度にしてほしい。
- ・今後、高齢化とともに要支援1・2の方も増加していくことが予想されるが、現行の補助金制度は、そのあたりも踏まえているのか。

⇒上記の内容を踏まえ、補助金制度については、次年度に引き続き検討することとし、制度を所管する高齢者福祉課に事業設計や制度設計、活用状況などについて聞く機会を設ける予定。

災害が起きたときも 外国人とともに



公益財団法人 浜松国際交流協会（HICE ハイス）

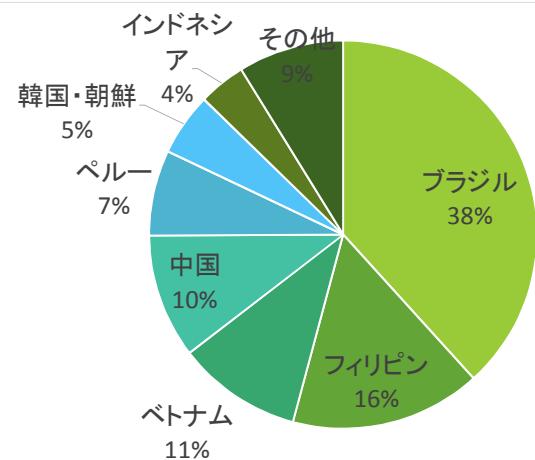
浜松市多文化共生センター 松岡 真理恵



浜松市の外国人住民数

平成30年11月1日現在

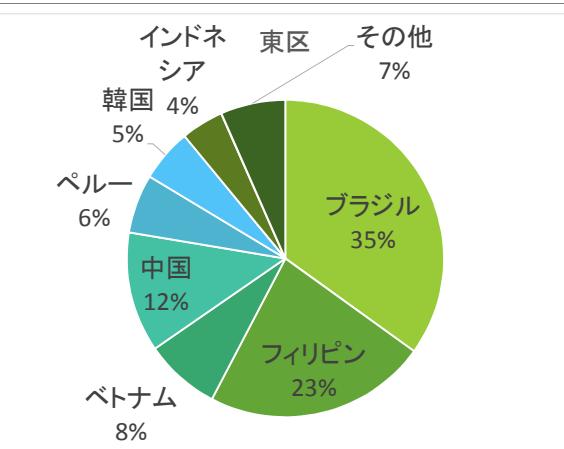
国籍	人数	割合
ブラジル	9,271	38%
フィリピン	3,848	16%
ベトナム	2,515	11%
中国	2,510	10%
ペルー	1,724	7%
韓国	1,198	5%
インドネシア	951	4%
その他	2,131	9%
合計	24,214	



東区の外国人住民数

平成30年11月1日現在

国籍	人数	割合
ブラジル	1,124	35%
フィリピン	731	23%
中国	395	12%
ベトナム	248	8%
ペルー	193	6%
韓国	173	5%
インドネシア	140	4%
その他	213	7%
合計	3,217	



災害が起きたらどうなる？

「外国人だらけのヒナンジョ？」

(東日本大震災の仙台市での避難所の様子: 2014年12月17日NHK)



- ・仙台市内の避難所。
- ・一時期、1000人の避難者のうち半数が外国人避難者だった。
- ・言葉、文化の違い⇒「外国人に何ができるの？」⇒自主的にトイレ掃除
⇒**外国人避難者も一員として避難生活の運営に参加してもらう**

「災害時外国語表示シート集」 「やさしい日本語シート集」を活用ください！

・外国語の表示を出すことで、「外国人もいてもいいんだ」と安心してもらうことにつながります。

HICEは災害時多言語支援センターを開設します

・浜松市では、地震など大きな災害が起ったとき、「災害時多言語支援センター」を設置し、必要な情報を外国語で発信します。

設置場所：浜松市中区早馬町2-1 クリエート浜松4階

浜松市多文化共生センター内



今日からできる「やさしい日本語」

危険	⇒	あぶない
避難	⇒	にげる
高台	⇒	たかいところ
倒壊・崩壊	⇒	たおれる・こわれる
立入禁止	⇒	入らないで ください



すみやかに高台へ避難
してください。



すぐに 高いところへ
逃げて ください

この建物は倒壊の危険
があるので、
立ち入り禁止です。



この建物は こわれてい
ます。
危ないです。
入らないで ください。

笑顔



伝えようとする気持ち



大切なのは…

自治会活動をお手伝いします

外国人市民とともに進める自治会活動を応援します。まずは、御相談ください。

通訳 翻訳

外国人対象：生活ルールの周知・理解

自治会活動、ごみ出し・分別方法の説明会や防災訓練等を開催する場合に通訳の派遣や翻訳など必要に応じて協力します。回覧文書の外国語訳フォームも御活用ください。
(※HPからもダウンロードできます)

「浜松市多文化共生センターHP」⇒「地域共生」

講師 紹介

日本人対象：外国人市民との共生についての理解

外国人市民の状況、多文化共生への取り組み、ブラジルやフィリピンなど各国の文化・社会を紹介する講座やセミナーについて、適切な講師の紹介など、必要に応じて協力します。

企画

地域の事業・イベント企画支援

防災訓練、夏祭りなど地域のお祭り、運動会、自治会総会など地域の事業やイベントに外国人市民の参加を呼び掛け、効果的に行うための工夫など、必要に応じて協力します。

相談

なんでも相談

地域の多文化共生に関することでしたら、なんでも相談に乘ります。

対 象 浜松市内自治会

料 金 相談・企画・通訳・翻訳は基本的に無料。

講師料等については別途かかる場合があります。

浜松市多文化共生センター（事業運営：公益財団法人浜松国際交流協会）

〒430-0916 浜松市中区早馬町2-1 クリエート浜松4階

電話：(053) 458-2170 FAX：(053) 458-2197

URL：<http://www.hi-hi.e.jp/hmc/> e-mail：hmc03@hi-hi.e.jp

※この事業は浜松市委託事業として（公財）浜松国際交流協会が行います。

多言語の回覧文書フォーム（例）

<p style="text-align: center;">  防災訓練に 参加してください！ TREINAMENTO DE PREVENÇÃO CONTRA CATASTROFES </p> <p>皆様へ 謝りてください。参考用 文字用 異なる人へ 一緒に 参加してください。 Solicitemos a participação de todos a família, inclusive alunos de pré-escola, grama e colegial.</p> <p>DATA _____ (Mês) _____ (Dia) (Sáb-Dom) _____ - _____ horas 時間: (AM-PM) Horas: _____ 分 (00-59) Minutos: (00-59)</p> <p>① Data de saída e regresso para o local de refúgio provisório: _____</p> <p>② Local de treinamento: _____ (Endereço) _____ TREINAMENTO: - Controle ao fogo (como usar o extintor) - Utilização de (Máscara de Proteção Individual) (Máscara de emergência) - Como usar o RCD - Desfibrilador Automático Externo - Aulas / (Exercícios) _____ Preparação de comando de emergência</p> <p>主催: _____ (会社名) 貴組織: _____ (会社名)</p>	<p style="text-align: center;">  草とりに 参加してください！ Vamos participar do "Kusatori" </p> <p>園芸部に参加くださいが、見んでもいる草を刈るためにしたれば、みんなでご当地をつくってください。みんなで一緒に、草を刈る活動を始めましょう。</p> <p>③ "Kusatori" é um dos oficiais da horta, onde os moradores se reúnem para fazer a limpeza da horta. Venha voluntário para recolher o lixo e fazer a limpeza da horta onde moramos.</p> <p>DATA _____ (Mês) _____ (Dia) (Sáb-Dom) _____ - _____ horas 時間: (AM-PM) Horas: _____ 分 (00-59) Minutos: (00-59)</p> <p>④ Local: _____ (会社名) _____ (会社名) (会社名) _____ (会社名)</p> <p>Lembre-se "Kusatori" (interdiária para cortar a mato)</p> <p>*植物の名前: _____ (会社名) 葉落木: _____ 落葉木: _____</p> <p>*植物の名前: _____ (会社名) 葉落木: _____ 落葉木: _____</p> <p>*Gostaria de participar, será necessário pagar o quanto de _____ reais de despesa (despesa).</p> <p>*Gostaria de passar com problemas de saúde que não posso participar, devendo entrar em contato com o diretor. (会社名) _____ (会社名) (会社名) _____ (会社名)</p>
--	--

地域共生自治会会議

市内外の事例を共有し、課題解決を目指す機会とするため、地域において外国人市民との共生に取り組む自治会関係者を対象とした地域共生自治会会議を開催しています。

【平成 29 年度】

テーマ：外国人市民とともに進めるコミュニティづくり



【平成 28 年度】

テーマ：公営住宅における外国人市民への対応について



【平成 27 年度】

テーマ：外国人市民とともに進行 H U G （避難所運営）訓練



浜松市多文化共生センターの6つの柱

Os 6 pilares da Interculturalização
The Six Pillars of the Center

相談・情報提供 Consultas / Informações Consultations/Information

多言語で生活相談を行うとともに、関係機関と連携し、ワンストップ相談を行っています。また、国際交流や多文化共生に関する情報提供を行っています。

地域共生 Integração Social Community Interculturalism

自治会などの地域活動において、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指して、地域における多文化共生推進のお手伝いをしています。

多文化防災 Prevenção de Desastre Intercultural Intercultural Disaster Prevention

災害時に備え、多文化防災訓練や災害時多言語支援センター設置訓練等を行い、防災意識の啓発や支援体制を整備します。

人材育成 Desenvolvimento de Pessoas Personnel Development

国際理解を深めるため学校や地域に講師を派遣したり、セミナーなどを開催します。また、外国人が生活する上で関わる幅広い問題について専門知識を身につける研修を行います。

多様性を生かしたまちづくり Incorporação da Diversidade Diversity Incorporated City Development

多文化共生についての理解を深めるとともに、外国人の多様性を生かして地域の文化・経済・社会の活性化につながる事業を行います。

多文化共生活動支援 Suporte nos Projetos Interculturais Support for Intercultural Projects

多文化共生の活動を行っている団体や個人に対し、助言や支援を行うとともに、連携を促進するためのネットワーク会議等を開催します。

浜松市 多文化共生センター

Centro Intercultural de Hamamatsu
Hamamatsu Intercultural Center

〒430-0916 浜松市中区早馬町2-1 クリエート浜松4階
Hamamatsu-shi Naka-ku Hayauma-cho 2-1

Create Hamamatsu 4F

Tel: 053-458-2170 Fax: 053-458-2197

URL: <http://www.hi-hice.jp/hmc/>

E-mail:info@hi-hice.jp

開館時間:午前9時～午後5時30分

休業日:年末年始(12月29日～1月3日)

Horário de atendimento : das 9h às 17h30min

*Aberto todos os dias da semana, exceto no feriado de final de ano (29 de dezembro a 3 de janeiro)

Office hours are Mon-Sun, 9am-5:30pm

*Closed during the New Year's Holiday (Dec29-Jan3)



た ぶん か きょう せい

浜松市 多文化共生センター

Centro Intercultural de Hamamatsu
Hamamatsu Intercultural Center

多文化共生社会の実現を目指して
結ぶつなぐ支えあう



浜 松 市

多言語相談

Consulta em língua estrangeira Foreign Language Consultation

ポルトガル語	火～日	Português	Ter-dom	Portuguese	Tue-Sun	9:00～17:00
英語	月～金	Inglês	Seg-sex	English	Mon-Fri	13:30～16:30
スペイン語	日	Espanhol	Dom	Spanish	Sun	13:00～17:00
タガログ語	木	Tagalo	Quinta	Tagalog	Thu	13:00～17:00
中国語	金	Chinês	Sexta	Chinese	Fri	13:00～17:00

- 浜松市多文化共生センターは、(公財)浜松国際交流協会(HICE)が運営しています。
- 浜松市から業務を受託し、運営しています。

O Centro Intercultural de Hamamatsu é administrado pela HICE (Fundação para Comunicação e Intercâmbio Internacional de Hamamatsu), por incumbência da Prefeitura de Hamamatsu.

The Hamamatsu Intercultural Center is operated by the Hamamatsu Foundation for International Communication and Exchange (HICE), the public utility foundation entrusted by the Hamamatsu City government.

ワンストップ相談コーナー

Postos de Atendimento One-Stop Consultation Corner



入国・在留手続き相談

入国管理局と連携
Tel: 053-458-1510
水 9:00～17:00
(12:00～13:00は休み)
ポルトガル語とスペイン語対応

Consultas sobre vistos

Em parceria com o Departamento de Imigração
Tel: 053-458-1510
Quartas-feiras, das 9h às 17h,
exceto das 12h às 13h
Atendimento em português e espanhol

Immigration & Residency Consultation

In cooperation with the Immigration Bureau
Wed 9am-5pm
(Closed from 12-1pm)
Tel: 053-458-1510
Available Portuguese & Spanish

メンタルヘルス相談

浜松市精神保健福祉センターと連携
Tel: 053-458-2310
火～土 9:00～17:30
ポルトガル語対応

Consulta Psicológica

Em parceria com o Centro de Psicologia, Saúde e Bem-Estar de Hamamatsu
Tel: 053-458-2310
Agendamentos e informações:
De terça a sábado, das 9h às 17h30min
Atendimento em português

Mental Health Consultation

In cooperation with the Hamamatsu Mental Health & Welfare Center
Tel: 053-458-2310
Tue-Sat 9am-5:30pm
Portuguese available

法律相談

静岡県弁護士会協力
毎月最終木曜日
13:00～16:00(受付9:00～12:00)
英語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語

Consulta Jurídica

Com a colaboração da Ordem dos Advogados da Província de Shizuoka
Última quinta-feira do mês
Das 13h às 16h
Inscrições somente no dia da consulta,
das 9h às 12h (Vagas limitadas)
Intérpretes em inglês, português,
espanhol e tagalog

Free Legal Counseling

Supported by Shizuoka Lawyers Association
Held on the last Thursday of every month
1-4pm (reception is 9am-12pm)
Interpretation available in English,
Portuguese, Spanish and Tagalog



災害時多言語支援センター

地震や津波など、大きな災害が起ったとき、災害時多言語支援センターを設置し、必要な情報を外国語で発信します。
災害時は、(公財)浜松国際交流協会(HICE)のFacebookをご覧ください。



Centro de Apoio Multilíngue em casos de Calamidades

Em situações de grandes desastres naturais, como terremoto ou tsunami, o Centro Intercultural de Hamamatsu, irá operar como Centro de Apoio Multilingue em casos de Calamidades e passará as informações necessárias em vários idiomas.
Na ocorrência de desastres naturais, veja o facebook da HICE (Fundação para Comunicação e Intercâmbio Internacional de Hamamatsu).

Disaster Multilingual Support Center

A disaster multilingual support center will be set up when large scale disasters such as earthquakes or tsunamis occur to send out critical information in foreign languages.
Please see the official Hamamatsu Foundation for International Communication and Exchange (HICE) Facebook page when disasters occur.

平成30年度 笠井協働センターユニバーサルデザイン化整備及び 附設体育館外壁改修工事について

区民生活課

1 目的

- ・公共建築物ユニバーサルデザイン推進事業（主管課 公共建築課）
誰もが利用したくなる公共建設の実現に向けて、既存の公共建築物の改修を行い、公共建築物のユニバーサルデザイン化を図る。
- ・公共建築物長寿命化推進事業（主管課 公共建築課）
建築から一定の年数が経過した公共建築物について、計画的な改修により建築物の長寿命化を進め、長期的な財政負担の軽減を図るとともに、市民に安全で安心な施設を提供する。

2 事業内容

工事期間 平成31年3月下旬から同年9月末まで

工事内容 【ユニバーサルデザイン化整備工事】

- ・エレベーター新設
- ・身障者専用駐車場改修、思いやり駐車場新設
- ・階段、廊下の2段手すり新設
- ・男女トイレ改修（手洗い器自動水栓化、手すり新設、段差解消、ベビーチェア新設）
- ・多目的トイレ改修（オストメイト設備新設、ベビーチェア新設、フィッティングボード新設）
- ・授乳室新設
- ・館内サイン改修、新設

【公共建築物長寿命化整備工事】

- ・協働センター本館外壁塗装
- ・体育館外壁塗装

3 協働センターからのお願い

- ・コンクリートのはつり等により大きな音や振動が出る期間があります。
- ・本館への出入りが北側通用口のみとなる期間があります。
- ・貸館業務は引き続き行っておりますが、工事内容により貸館を停止する場合があります。
- ・工事車両や資材置場により、協働センター駐車場の一部が使用不能となります。

御不便をお掛けいたしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

